

むつ市議会第254回定例会提案理由(2)

ただいま上程されました13議案2報告について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第59号 むつ市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例についてであります。本案は、地方公務員法等の一部改正に伴い、職員の定年の引上げ等について、関係条例の整備をするためのものであります。

次に、議案第60号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、青森県人事委員会の県職員の給与に関する勧告に鑑み、市職員の給料月額等を改定するためのものであります。

次に、議案第61号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第62号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これら2議案は、特別職職員等の期末手当の支給割合を改定するためのものであります。

次に、議案第63号から議案第66号までの指定管理者の指定についてであります。これら4議案は、むつ市下北自然の家、下北文化会館、むつ運動公園外1施設及び大畑中央公園の管理について、指定管理者を指定するためのものであります。

次に、議案第67号及び議案第68号のむつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについてであります。これら2議案は、本年12月18日をもって任期が満了となります村田和夫氏の後任として石川大輔氏を選任し、及び本年12月22日をもって辞任されます鴨澤信幸氏の後任として下山益雄氏を選任いたしたく、提案するものであります。

この度、勇退されます村田氏及び鴨澤氏は、固定資産評価審査委員会委員として地方自治の発展に御尽力されました、ここに、両氏の功績をたたえるとともに、心から感謝の意を表するものであります。

次に、議案第69号 令和4年度むつ市一般会計補正予算についてありますが、本案は、6億5,029万5,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、423億8,721万1,000円となります。

まず、歳出の主なものについてありますが、各款にわたり職員の配置替え等に伴う人件費の増減調整をしております。

総務費には、新型コロナウイルス感染症により、運営に影響を受けている青森明の星短期大学「下北キャンパス」の経営の安定化及び教育環境の維持向上に寄与するため、運営費補助金を計上しております。

民生費には、前年度の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金等の精算に伴う返還金を計上しております。

衛生費には、12月以降の個別接種を進めるための新型コロナウイルスワクチン接種事業費を増額しておりますほか、アックスグリーン及びむつ衛生センターの燃料費の高騰に起因する経費の増額に伴い、下北地域広域行政事務組合負担金を増額しております。

教育費には、災害時における避難所機能を維持するための赤川地区公民館の内装改修工事に係る大畑町赤川地区復旧・復興事業費のほか、中学校部活動の地域移行及び総合型クラブの設立を進めるため、地域文化・スポーツクラブ設置事業費を計上しております。

災害復旧費には、本年8月の豪雨により発生した市道九艘泊源藤城線の滑落及び瀬野川の護岸洗掘に係る災害復旧事業費を計上しております。

次に、歳入の主なものについてありますが、国・県支出金には歳出との関連において補助見込額を計上しておりますほか、繰入金では大畑町赤川地区復旧・復興事業費に充当する公共施設整備基金及び補正財源を調整するため財政調整基金を取り崩しております。

市債には、事業との関連において借入見込額を計上しております。

また、年度内に事業の完了が見込めないことから、道路整備事業、橋梁長寿命化修繕事業、中学校整備事業、川内地区公民館屋根改修事業及

び災害復旧事業2事業について、繰越明許費を設定しております。

なお、市道等維持事業、除雪機購入事業及び下北文化会館外4施設の指定管理料について、債務負担行為を追加しております。

次に、議案第70号 令和4年度むつ市水道事業会計補正予算についてであります。本案は、水道料金支援事業の実施により、収益的収入において営業収益を1億5,000万円減額し、減収分に係る一般会計からの繰入れにより営業外収益を1億5,000万円増額しておりますほか、燃油価格の高騰等により、収益的支出では3,611万円を増額しております。また、資本的収入及び支出において、支出では3,910万円を、収入では1億470万円をそれぞれ増額しております。

次に、議案第71号 令和4年度むつ市下水道事業会計補正予算についてであります。本案は、燃油価格の高騰に伴う電気料金の増加等により、収益的収入及び支出において、支出では2,259万9,000円を、収入では2,112万8,000円をそれぞれ増額しておりますほか、資本的収入及び支出において、支出では984万9,000円を増額し、収入では2,112万8,000円を減額しております。

次に、報告第32号についてであります。これは、令和4年度むつ市一般会計補正予算でありまして、オミクロン株対応の新型コロナウイルスワクチン接種を速やかに実施するため、関係予算を専決処分したものであります。

次に、報告第33号についてであります。これは、令和4年度むつ市一般会計補正予算でありまして、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を速やかに支給するため、関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました13議案2報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして御質問により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決、御同意及び御承認賜りますようお願い申し上げます。

むつ市議会第254回定例会議案（2）

目

次

議案第59号	むつ市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例	5
議案第60号	むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	27
議案第61号	むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	45
議案第62号	むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	47
議案第63号	指定管理者の指定について (むつ市下北自然の家)	49
議案第64号	指定管理者の指定について (下北文化会館)	51
議案第65号	指定管理者の指定について (むつ運動公園外1施設)	53
議案第66号	指定管理者の指定について (大畑中央公園)	55
議案第67号	むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて	57
議案第68号	むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて	59
議案第69号	令和4年度むつ市一般会計補正予算	61
議案第70号	令和4年度むつ市水道事業会計補正予算	63
議案第71号	令和4年度むつ市下水道事業会計補正予算	65
報告第32号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (令和4年度むつ市一般会計補正予算)	67
報告第33号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (令和4年度むつ市一般会計補正予算)	69

議案第 59 号

むつ市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

むつ市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように定めたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

地方公務員法等の一部改正に伴い、職員の定年の引上げ等について、関係条例の整備をするためのものである。

むつ市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(むつ市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 むつ市職員の定年等に関する条例（昭和59年むつ市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項、第22条の5第1項、第28条の2（第3項を除く。）、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで及び第28条の7並びに附則第21項から第23項まで」に改める。

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「の各号のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて任命権者の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項各号を次のように改める。

- (1) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務が高度の知識、技能若しくは経験を必要とするものであるため、又は当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

第4条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を

「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に、「当該」を「あらかじめ当該」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改め、同条第5項を削る。

本則に次の見出し及び6条を加える。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等の対象となる職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) むつ市職員の給与に関する条例（昭和34年むつ市条例第9号）第7条の2第1項に規定する職（規則で定める職を除く。）
- (2) むつ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年むつ市条例第43号）第4条に規定する職
- (3) 前2号に掲げる職のほか、これらの職に相当する職として規則で定める職（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（管理監督職以外の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第1項本文の規定による管理監督職以外の職への降任又は転任（以下この項において「降任等」という。）（以下「管理監督職以外の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任等をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
- (3) 当該職員の管理監督職以外の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の管理監督職以外の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
- （管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、管理監督職以外の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この条において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の管理監督職以外の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務が高度の知識、技能若しくは経験を必要とするものであるため、又は当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の管理監督職以外の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日まで

の期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、管理監督職以外の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の管理監督職以外の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

5 任命権者は、前各項の規定による異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)の延長及び当該延長に係る職員の降任又は転任をする場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

6 任命権者は、第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された職員について、延長された当該異動期間の末日が到来する前に当該延長の事由がなくなつたと認めるときは、管理監督職以外の職への降任等をするものとする。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第10条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第11条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、規則で定める地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第2項を次のように改める。

（定年に関する経過措置）

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年

令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年
-------------------------	-----

附則に次の1項を加える。

(年齢60年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(むつ市職員定数条例の一部改正)

第2条 むつ市職員定数条例（昭和34年むつ市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(むつ市職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 むつ市職員の分限に関する条例（昭和34年むつ市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「次の各号に掲げる場合」を「、法第28条の2第1項本文の規定による管理監督職以外の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号」に、「ときは」を「場合は」に改める。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(降給に関する経過措置)

- 3 第2条第1項及び第5条第2項の規定の適用については、当分の間、第2条第1項中「とする」とあるのは「並びにむつ市職員の給与に関する条例（昭和34年むつ市条例第9号）附則第12項の規定による職員の給料月額の設定及びむつ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年むつ市条例第43号）附則第2項の規定による職員の給料の額の決定とする」と、第5条第2項中「むつ市職員の給与に関する条例（昭和34年むつ市条例第9号）」

とあるのは「むつ市職員の給与に関する条例」とする。

- 4 第3条第2項の規定は、むつ市職員の給与に関する条例附則第12項の規定による職員の給料月額の設定及びむつ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年むつ市条例第43号）附則第2項の規定による職員の給料の額の決定については、適用しない。この場合において、これらの規定の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、これらの規定の適用により給料月額又は給料の額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

（むつ市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

- 第4条 むつ市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和34年むつ市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料の月額」を「その発令の日に受ける給料の月額」に改め、「月額に相当する額」の次に「。以下この条において同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

- 第5条 むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年むつ市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第2項ただし書中「短時間勤務職員に」を「定年前再任用短時間勤務職員等に」に改める。

第4条第2項及び第12条第1項第1号中「短時間勤務職員に」を「定年前再任用短時間勤務職員等に」に改める。

第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（むつ市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 第6条 むつ市職員の育児休業等に関する条例（平成4年むつ市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) むつ市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

第9条中「及び第2号」を「から第3号まで」に改める。

第17条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第18条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第7条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成21年むつ市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「定めて任用される職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員を除く。）」を加え、同項第2号中「非常勤職員」の次に「（地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員を除く。）」を加え、同項第3号中「（昭和25年法律第261号）」を削り、「条件附採用」を「条件付採用」に改め、同項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) むつ市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

（むつ市職員の給与に関する条例の一部改正）

第8条 むつ市職員の給与に関する条例（昭和34年むつ市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（初任給、昇給、昇格等の基準）」を付し、同条第5項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第11項を次のように改める。

- 11 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年

前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年むつ市条例第22号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条第12項中「その者」を「当該職員」に改める。

第4条の2を削る。

第9条の2第1項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第10条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第13条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第18条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「その者」を「当該任命権者」に改め、同項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条第1項中「第8条」を「第4条第3項から第10項まで、第8条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

12 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

13 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) むつ市職員の定年等に関する条例（昭和59年むつ市条例第1号。以下「定年等条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年等条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
 - (3) 定年等条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年等条例第6条に規定する職を占める職員
- 1 4 定年等条例第8条第1項に規定する管理監督職以外の職への降任等をされた職員であつて、当該管理監督職以外の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 1 5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 1 6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第12項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第14項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 1 7 附則第14項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第

1 2 項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1 8 附則第14項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第18条第5項（第21条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第18条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料の額との合計額」とする。

1 9 附則第12項から前項までに定めるもののほか、附則第12項の規定による給料月額、附則第14項の規定による給料その他附則第12項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800

別表第2のアの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 188,700	円 215,300	円 243,500	円 256,900	円 282,100

別表第2のイの表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 235,100	円 255,400	円 262,600	円 272,800	円 289,100

別表第3再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円 271,100	円 324,400	円 405,200

別表第4のアの表2級の項職務の名称の欄を次のように改める。

1 主任並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、書記及び技師の職務

(むつ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第9条 むつ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年むつ市条例第120号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(むつ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 むつ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年むつ市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第20条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

(60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員の給料の特例)

2 当分の間、職員（次に掲げる職員を除く。）が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の当該職員の給料の額については、むつ市職員の給与に関する条例（昭和34年むつ市条例第9号）附則第12項及び第14項の規定に準じて、管理者が定める。

- (1) 任期を定めて採用された職員及び非常勤職員
- (2) むつ市職員の定年等に関する条例（昭和59年むつ市条例第1号）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日においてこの項の規定により管理者が定める額の給料を支給されていた職員を除く。）
- (3) むつ市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
（むつ市職員の再任用に関する条例の廃止）

第11条 むつ市職員の再任用に関する条例（平成13年むつ市条例第2号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第2条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（定年による退職の特例に関する経過措置）

- 3 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前のむつ市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年等条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年等条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年等条例勤務延長職員」という。）について、旧定年等条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後のむつ市職員の定年等に関する条例（以下「新定年等条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年等条例勤務延長職員に係るむつ市職員の定年等に関する条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えること

ができない。

4 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年等条例定年（新定年等条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年等条例定年（基準日が施行日である場合にあっては、施行日の前日における旧定年等条例定年（旧定年等条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。））を超える職（基準日における新定年等条例定年が新定年等条例第3条本文に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年等条例第4条第1項若しくは第2項、改正法附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年等条例定年（基準日が施行日である場合にあっては、施行日の前日における旧定年等条例定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

5 新定年等条例第4条第3項及び第4項並びに第12条の規定は、附則第3項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

6 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下「年齢65年到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年等条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年等条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前にむつ市職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年等条例第4条第1項若しくは第2項、改正法附則第3条第5項又は附則第3項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）のうち、次に掲げる者

ア 当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

イ 当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項の規定による採用又は暫定再任用（この項、次項又は附則第14項若しくは第15項の規定により採用することをいう。以下同じ。）をされたことがある者（アに掲げる者を除く。）

7 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年等条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後にむつ市職員の定年等に関する条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年等条例第10条の規定により採用された者のうち、改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）のうち、次に掲げる者

ア 当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

イ 当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に暫定再任用をされたことがある者（アに掲げる者を除く。）

8 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。

9 前項の規定による任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

10 任命権者は、附則第8項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

11 任命権者は、附則第6項の規定によるほか、規則で定める地方公共団体の組合（以下「組合」という。）における同項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年等条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年等条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

1 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第7項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年等条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

1 3 前2項の場合においては、附則第8項から第10項までの規定を準用する。

1 4 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年等条例第10条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年等条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年等条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該短時間勤務の職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年等条例定年に準じた当該短時間勤務の職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

1 5 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第7項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年等条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年等条例定年をいう。以下同じ。）に達しているもの（新定年等条例第10条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除

く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

16 前2項の規定により採用された職員の任期については、附則第8項から第10項までの規定を準用する。

17 任命権者は、附則第14項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第6項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年等条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

18 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第15項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第7項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年等条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

19 前2項の場合においては、附則第8項から第10項までの規定を準用する。

(改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

20 改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

21 改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年等条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

22 改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 3 改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年等条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

2 4 改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第6項から第19項までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この項から附則第26項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年等条例定年（短時間勤務の職にあつては、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年等条例定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年等条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 5 改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年等条例定年に達している者とする。

2 6 改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第24項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年等条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

2 7 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年等条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年等条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年等条例定年相当年齢が新定年等条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間

勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年等条例第10条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年等条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を、新定年等条例第10条の規定により採用することができず、新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年等条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年等条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

28 附則第14項、第15項、第17項又は第18項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、第5条の規定による改正後のむつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

29 附則第6項、第7項、第11項又は第12項の規定により採用された職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、第7条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号及び第2号に規定する地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（むつ市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

30 第8条の規定による改正後のむつ市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第12項から第19項までの規定は、改正法附則第3条第5項又は附則第3項の規定により勤務している職員には適用しない。

31 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第10条第2項及び第13条第2項の規定を適用する。

32 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第

9条の2第1項及び第18条第3項の規定を適用する。

33 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（むつ市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年むつ市条例第 号）附則第32項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

34 新給与条例第4条第3項から第10項まで、第8条、第9条及び第19条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（むつ市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

35 暫定再任用短時間勤務職員は、第10条の規定による改正後のむつ市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第2条第1項に規定する地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条例の規定を適用する。

36 むつ市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第5条及び第8条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（暫定再任用職員の給料月額に関する経過措置）

37 附則第6項、第7項、第11項又は第12項の規定により採用された職員の給料月額は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用されるむつ市職員の給与に関する条例第3条第1項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。

38 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用されるむつ市職員の給与に関する条例第3条第1項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第5条の規定による改正後のむつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得

た数を乗じて得た額とする。

39 育児短時間勤務をしている附則第6項、第7項、第11項又は第12項の規定により採用された職員に対する第37項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(委任)

40 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第60号

むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

むつ市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

青森県人事委員会の県職員の給与に関する勧告に鑑み、市職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改定するためのものである。

むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 むつ市職員の給与に関する条例（昭和34年むつ市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の90」の次に「、12月に支給する場合には100分の100」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の45」の次に「、12月に支給する場合には100分の50」を加える。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	

42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		

	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
	94		294,900	342,600	381,500			
	95		295,200	343,100	381,900			
	96		295,600	343,500	382,300			
	97		295,800	343,700	382,600			
	98		296,100	344,100	383,100			
	99		296,500	344,500	383,500			
	100		296,900	344,800	383,900			
	101		297,100	345,100	384,200			
	102		297,400	345,500				
	103		297,800	345,900				
	104		298,100	346,300				
	105		298,300	346,800				
	106		298,600	347,200				
	107		299,000	347,600				
	108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第23条から第23条の3までの規定により給与を受ける職員を除く。

別表第2（第3条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表（1）

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800
39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	

40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100
41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300
42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400
43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600
44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800
45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000
46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400
86		289,500	325,400	346,300	387,900
87		289,700	325,600	346,600	388,300

	88		289,900	326,000	346,900	388,700
	89		290,300	326,400	347,300	389,100
	90		290,500	326,800	347,600	389,600
	91		290,700	327,200	348,000	390,000
	92		290,900	327,600	348,300	390,400
	93		291,300	327,900	348,700	390,800
	94		291,500	328,100	349,000	
	95		291,700	328,500	349,300	
	96		292,000	328,800	349,600	
	97		292,400	329,000	349,900	
	98		292,700	329,300	350,300	
	99		292,900	329,600	350,700	
	100		293,200	329,900	351,100	
	101		293,500	330,100	351,600	
	102		293,700	330,400	352,000	
	103		293,900	330,800	352,400	
	104		294,200	331,000	352,800	
	105		294,500	331,200	353,300	
	106			331,400		
	107			331,800		
	108			332,000		
	109			332,200		
	110			332,600		
	111			333,000		
	112			333,400		
	113			333,600		
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100

備考 この表は、栄養士及び歯科衛生士に適用する。

イ 医療職給料表（２）

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400
	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900
	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500
	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000
	37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700
	38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300
	39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800
	40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400
	41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600
42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	

43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600
44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000
45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300

91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400		
121	296,000	326,900	360,800		
122	296,400	327,200	361,300		
123	296,700	327,500	361,800		
124	297,100	327,800	362,300		
125	297,300	328,000	362,600		
126	297,500	328,300			
127	297,800	328,700			
128	298,200	328,900			
129	298,400	329,100			
130	298,700	329,300			
131	299,100	329,700			
132	299,500	329,900			
133	299,700	330,200			
134	300,000	330,600			
135	300,400	331,000			
136	300,700	331,400			
137	300,900	331,700			
138	301,200	332,100			

	139	301,600	332,500			
	140	301,900	332,900			
	141	302,100	333,200			
	142	302,500	333,600			
	143	302,900	333,900			
	144	303,200	334,300			
	145	303,400	334,600			
	146	303,600	335,000			
	147	303,900	335,400			
	148	304,300	335,800			
	149	304,500	336,100			
	150	304,700	336,500			
	151	305,000	336,900			
	152	305,300	337,300			
	153	305,700	337,600			
	154	305,900				
	155	306,100				
	156	306,400				
	157	306,700				
	158	307,000				
	159	307,300				
	160	307,600				
	161	308,000				
	162	308,300				
	163	308,600				
	164	308,900				
	165	309,300				
	166	309,600				
	167	309,900				
	168	310,200				
	169	310,600				
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100

備考 この表は、保健師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第3 (第3条関係)

教 育 行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円
	1	180,200	296,000	406,700
	2	182,300	298,600	408,200
	3	184,400	301,400	409,700
	4	186,600	303,800	411,200
	5	188,600	306,300	412,600
	6	190,600	308,400	414,000
	7	192,700	310,700	415,500
	8	194,800	312,800	417,100
	9	197,000	314,900	418,500
	10	199,600	317,200	419,900
	11	202,200	319,600	421,300
	12	204,800	322,100	422,600
	13	207,400	324,500	423,900
	14	209,100	326,400	425,300
	15	210,700	328,300	426,700
	16	212,400	330,400	428,100
	17	214,200	332,200	429,300
	18	215,800	334,400	430,600
	19	217,500	336,500	431,800
	20	219,100	338,500	433,100
	21	220,900	340,600	434,200
	22	222,800	342,400	435,400
	23	224,700	344,200	436,700
	24	226,600	345,800	438,000
	25	228,100	347,500	439,300
	26	230,100	349,300	440,500
	27	232,100	351,200	441,500
	28	234,100	353,100	442,600
	29	235,900	354,900	443,800
	30	238,600	356,700	444,600
	31	241,300	358,400	445,400
	32	244,000	360,300	446,300
	33	246,600	361,600	447,200
	34	249,400	363,300	447,700
	35	252,000	364,800	448,200
	36	254,700	366,600	448,700
	37	257,000	368,500	449,200
	38	259,400	370,000	
	39	261,900	371,300	
40	264,100	372,900		

41	266,600	374,000
42	268,900	375,400
43	271,100	376,800
44	273,200	378,300
45	275,300	379,700
46	277,500	381,300
47	279,600	382,900
48	281,500	384,400
49	283,800	385,800
50	285,500	387,300
51	287,400	388,800
52	289,200	390,200
53	290,600	391,400
54	292,700	392,700
55	294,700	393,800
56	296,900	394,900
57	298,900	396,300
58	301,300	397,500
59	303,500	398,700
60	306,100	400,000
61	308,300	401,200
62	310,700	402,200
63	313,000	403,600
64	315,200	404,900
65	317,300	406,100
66	319,100	407,200
67	320,700	408,400
68	322,300	409,500
69	324,200	410,500
70	326,300	411,700
71	328,400	412,900
72	330,400	414,100
73	332,500	414,700
74	334,600	415,500
75	336,800	416,200
76	339,000	416,700
77	340,700	417,000
78	342,600	417,400
79	344,300	417,800
80	346,100	418,200
81	347,900	418,500
82	349,700	418,900
83	351,100	419,300
84	352,900	419,600
85	354,100	419,900
86	355,700	420,300
87	357,200	420,700
88	358,700	421,000

89	360,000	421,300
90	361,300	421,600
91	362,700	421,900
92	364,100	422,100
93	365,600	422,300
94	366,900	
95	368,200	
96	369,400	
97	370,400	
98	371,400	
99	372,400	
100	373,400	
101	374,300	
102	375,300	
103	376,300	
104	377,300	
105	378,100	
106	379,000	
107	379,900	
108	380,900	
109	381,700	
110	382,700	
111	383,700	
112	384,700	
113	385,300	
114	386,200	
115	387,100	
116	388,000	
117	388,800	
118	389,500	
119	390,300	
120	391,100	
121	391,700	
122	392,500	
123	393,200	
124	393,900	
125	394,500	
126	395,200	
127	395,700	
128	396,300	
129	397,000	
130	397,600	
131	398,100	
132	398,600	
133	398,900	
134	399,200	
135	399,500	
136	399,800	

	137	400,100		
	138	400,400		
	139	400,700		
	140	401,000		
	141	401,300		
	142	401,600		
	143	401,900		
	144	402,200		
	145	402,400		
	146	402,700		
	147	403,000		
	148	403,200		
	149	403,400		
再任用職員		271,100	324,400	405,200

備考 この表は、教育委員会事務局等に勤務する指導主事のうち公立学校の校長、教頭又は教諭から任命されたものに適用する。

第2条 むつ市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の100」を「100分の95」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の47.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のむつ市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のむつ市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第61号

むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

市長、副市長、教育委員会教育長及び公営企業管理者の期末手当の支給割合を改定するためのものである。

むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 むつ市特別職職員の給与に関する条例（昭和34年むつ市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のむつ市特別職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のむつ市特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第62号

むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

市議会議員の期末手当の支給割合を改定するためのものである。

むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年むつ市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のむつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のむつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第63号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

むつ市下北自然の家の指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

むつ市下北自然の家

2 指定管理者として指定する団体

むつ市大畑町観音堂25番地1

一般財団法人むつ市教育福祉振興会

理事長 櫻井以文

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第64号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

下北文化会館の指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

下北文化会館

2 指定管理者として指定する団体

むつ市金谷一丁目9番25号

株式会社東京堂

代表取締役社長 内 田 征 吾

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 65 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 11 月 29 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

むつ運動公園外 1 施設の指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

むつ運動公園

むつ市釜臥山スキー場

2 指定管理者として指定する団体

むつ市中央一丁目8番1号

特定非営利活動法人むつ市体育協会

会長 柴 田 文 彦

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第66号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

提案理由

大畑中央公園の指定管理者を指定するためのものである。

1 公の施設の名称

大畑中央公園

2 指定管理者として指定する団体

むつ市大畑町観音堂25番地1

一般財団法人むつ市教育福祉振興会

理事長 櫻井以文

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第67号

むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めること
について

むつ市固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年11月29日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

いし かわ だい すけ
石 川 大 輔

提案理由

むつ市固定資産評価審査委員会の村田和夫委員の任期が本年12月18日をもって満了することに伴い、提案するものである。

議案第68号

むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めること
について

むつ市固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年11月29日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

しも やま ます お
下 山 益 雄

提案理由

むつ市固定資産評価審査委員会の鴨澤信幸委員が本年12月22日をもって辞任することに伴い、後任の委員を選任することについて、同意を求めるものである。

議案第69号

令和4年度むつ市一般会計補正予算

令和4年度むつ市一般会計予算を補正することについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

(予算書別紙)

議案第70号

令和4年度むつ市水道事業会計補正予算

令和4年度むつ市水道事業会計予算を補正することについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

(予算書別紙)

議案第 7 1 号

令和 4 年度むつ市下水道事業会計補正予算

令和 4 年度むつ市下水道事業会計予算を補正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

(予算書別紙)

報告第32号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和4年11月29日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

むつ市専決第21号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年10月14日

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

(予算書別紙)

報告第33号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和4年11月29日提出

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

むつ市専決第22号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年10月21日

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

(予算書別紙)

令和4年度

むつ市一般会計
補正予算書

むつ市

令和4年度むつ市一般会計補正予算

令和4年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ650,295千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,387,211千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年11月29日提出

むつ市長 宮下 宗一郎

第1表

歳入歳出予算補正

(単位 千円)

1. 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		9,706,428	178,323	9,884,751
	1. 国庫負担金	4,646,036	146,338	4,792,374
	2. 国庫補助金	5,048,782	31,985	5,080,767
16. 県支出金		2,827,519	1,009	2,828,528
	2. 県補助金	1,044,155	1,009	1,045,164
19. 繰入金		1,409,648	419,763	1,829,411
	1. 基金繰入金	1,409,407	419,763	1,829,170
20. 諸収入		2,530,479	1,500	2,531,979
	5. 雑入	171,207	1,500	172,707
21. 市債		4,979,719	49,700	5,029,419
	1. 市債	4,979,719	49,700	5,029,419
歳入合計		41,736,916	650,295	42,387,211

2. 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議 会 費		243,016	234	243,250
	1. 議 会 費	243,016	234	243,250
2. 総 務 費		4,771,779	89,835	4,861,614
	1. 総 務 管 理 費	4,033,149	125,747	4,158,896
	2. 徴 税 費	343,499	△ 20,846	322,653
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	193,974	△ 4,157	189,817
	4. 選 挙 費	139,811	△ 4,624	135,187
	5. 統 計 調 査 費	23,621	△ 6,830	16,791
	6. 監 査 委 員 費	37,725	545	38,270
3. 民 生 費		11,110,247	23,580	11,133,827
	1. 社 会 福 祉 費	3,388,648	11,477	3,400,125
	2. 老 人 福 祉 費	1,294,747	903	1,295,650
	3. 児 童 福 祉 費	3,880,415	23,367	3,903,782
	4. 生 活 保 護 費	2,546,437	△ 12,167	2,534,270
4. 衛 生 費		5,365,559	362,024	5,727,583
	1. 保 健 衛 生 費	2,791,183	111,038	2,902,221
	2. 清 掃 費	2,574,376	250,986	2,825,362
6. 農 林 水 産 業 費		885,796	3,010	888,806
	1. 農 業 費	229,180	△ 604	228,576
	2. 畜 産 業 費	139,366	3,171	142,537
	4. 水 産 業 費	427,945	443	428,388
7. 商 工 費		960,567	△ 405	960,162
	1. 商 工 費	960,567	△ 405	960,162
8. 土 木 費		3,156,792	△ 15,242	3,141,550
	1. 土 木 管 理 費	308,883	△ 15,129	293,754
	5. 都 市 計 画 費	534,762	0	534,762
	6. 住 宅 費	1,225,780	△ 113	1,225,667
9. 消 防 費		2,449,381	16,855	2,466,236
	1. 消 防 費	2,449,381	16,855	2,466,236
10. 教 育 費		2,992,095	59,195	3,051,290
	1. 教 育 総 務 費	556,029	11,688	567,717
	2. 小 学 校 費	421,404	353	421,757
	3. 中 学 校 費	424,429	551	424,980
	4. 社 会 教 育 費	590,846	27,387	618,233
	5. 保 健 体 育 費	999,387	19,216	1,018,603
14. 災 害 復 旧 費		63,000	111,209	174,209
	1. 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	60,000	111,209	171,209
歳 出 合 計		41,736,916	650,295	42,387,211

第2表

繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	道路整備事業（浜通線融雪溝整備事業）	80,020千円
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	橋梁長寿命化修繕事業（大橋架替工事）	11,773千円
10. 教育費	3. 中学校費	中学校整備事業（市立川内小・中学校消火栓給水管及びポンプ改修工事）	9,000千円
10. 教育費	4. 社会教育費	川内地区公民館屋根改修事業	3,250千円
14. 災害復旧費	1. 公共土木施設災害復旧費	災害復旧事業（道路橋りょう災害復旧）	41,778千円
14. 災害復旧費	1. 公共土木施設災害復旧費	災害復旧事業（河川災害復旧）	69,431千円

第3表

債務負担行為補正

(追加)

事項	期間	限度額
市道等維持事業	令和4年度から 令和5年度まで	12,529千円
除雪機購入事業	令和4年度から 令和5年度まで	48,191千円
下北文化会館指定管理料	令和5年度から 令和7年度まで	266,966千円
むつ運動公園、むつ市釜臥山スキー場指定管理料	令和5年度から 令和9年度まで	347,662千円
大畑中央公園指定管理料	令和5年度から 令和7年度まで	145,928千円
むつ市下北自然の家指定管理料	令和5年度から 令和7年度まで	269,376千円

第4表

地 方 債 補 正

(追 加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川災害復旧	千円 29,700	普通貸借	5.0%以内(ただし、利率見直し方式による借り入れにおいては当該見直し後の利率)	借入先融資条件による

(変 更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋りょう災害復旧	千円 53,300	普通貸借	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式による借り入れにおいては当該見直し後の利率)	借入先融資条件による	千円 73,300	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
追加及び変更後の累計	4,979,719				5,029,419			

一般会計補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 市 税	5,758,554	0	5,758,554
2. 地 方 譲 与 税	243,000	0	243,000
3. 利 子 割 交 付 金	4,000	0	4,000
4. 配 当 割 交 付 金	11,900	0	11,900
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	23,600	0	23,600
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	58,000	0	58,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,360,000	0	1,360,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	13,000	0	13,000
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	78,915	0	78,915
10. 地 方 特 例 交 付 金	32,001	0	32,001
11. 地 方 交 付 税	11,422,078	0	11,422,078
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,569	0	4,569
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	121,055	0	121,055
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	239,087	0	239,087
15. 国 庫 支 出 金	9,706,428	178,323	9,884,751
16. 県 支 出 金	2,827,519	1,009	2,828,528
17. 財 産 収 入	28,788	0	28,788
18. 寄 附 金	201,800	0	201,800
19. 繰 入 金	1,409,648	419,763	1,829,411
20. 諸 収 入	2,530,479	1,500	2,531,979
21. 市 債	4,979,719	49,700	5,029,419
22. 繰 越 金	682,776	0	682,776
歳 入 合 計	41,736,916	650,295	42,387,211

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の 予 算 額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	243,016	234	243,250				234
2. 総 務 費	4,771,779	89,835	4,861,614	2,070		1,500	86,265
3. 民 生 費	11,110,247	23,580	11,133,827	3,213			20,367
4. 衛 生 費	5,365,559	362,024	5,727,583	91,630			270,394
5. 労 働 費	66,588	0	66,588				
6. 農 林 水 産 業 費	885,796	3,010	888,806				3,010
7. 商 工 費	960,567	△ 405	960,162				△ 405
8. 土 木 費	3,156,792	△ 15,242	3,141,550				△ 15,242
9. 消 防 費	2,449,381	16,855	2,466,236				16,855
10. 教 育 費	2,992,095	59,195	3,051,290	21,600		10,000	27,595
11. 公 債 費	4,702,278	0	4,702,278				
12. 諸 支 出 金	4,944,818	0	4,944,818				
13. 予 備 費	25,000	0	25,000				
14. 災 害 復 旧 費	63,000	111,209	174,209	60,819	49,700		690
歳 出 合 計	41,736,916	650,295	42,387,211	179,332	49,700	11,500	409,763

歳入

第15款 国庫支出金
第1項 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 衛生費国庫 負担金	320,977	85,519	406,496	1 保健衛生費 負担金	85,519	新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担 金
3 災害復旧費 国庫負担金	6,670	60,819	67,489	1 公共土木施 設災害復旧 費負担金	60,819	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金
計	4,646,036	146,338	4,792,374			

第15款 国庫支出金
第2項 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫 補助金	837,990	2,204	840,194	2 児童福祉費 補助金	1,009	子ども・子育て支援交付金 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金
				3 生活保護費 補助金	1,195	
3 衛生費国庫 補助金	204,692	6,111	210,803	1 保健衛生費 補助金	6,111	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 補助金
6 教育費国庫 補助金	153,961	10,800	164,761	5 保健体育費 補助金	10,800	学校保健特別対策事業費補助金
9 地方創生交 付金	925,026	11,720	936,746	2 地方創生臨 時交付金	11,720	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付 金
10 デジタル田 園都市国家 構想推進交 付金	129,860	1,150	131,010	1 デジタル田 園都市国家 構想推進交 付金	1,150	デジタル田园都市国家構想推進交付金
計	5,048,782	31,985	5,080,767			

第16款 県支出金
第2項 県補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費県補 助金	350,976	1,009	351,985	3 児童福祉費 補助金	1,009	子ども・子育て支援交付金（青森県地域子ども・ 子育て支援事業費補助金）
計	1,044,155	1,009	1,045,164			

第19款 繰入金
第1項 基金繰入金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
10 財政調整基金繰入金	244,613	409,763	654,376	1 財政調整基金繰入金	409,763	財政調整基金繰入金
12 公共施設整備基金繰入金	0	10,000	10,000	1 公共施設整備基金繰入金	10,000	公共施設整備基金繰入金
計	1,409,407	419,763	1,829,170			

第20款 諸収入
第5項 雑入

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 雑入	161,931	1,500	163,431	1 雑入	1,500	会計年度任用職員負担金
計	171,207	1,500	172,707			

第21款 市債
第1項 市債

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
10 災害復旧債	56,000	49,700	105,700	1 公共土木施設災害復旧債	49,700	道路橋りょう災害復旧債 20,000 河川災害復旧債 29,700
計	4,979,719	49,700	5,029,419			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の額	補正額	計			
		41,736,916	650,295	42,387,211		

歳出

第1款 議会費
第1項 議会費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 議会費	243,016	234	243,250				234	2 給料 △ 190	職員配置替え等により	
								3 職員手当 等 316		
								4 共済費 108		
計	243,016	234	243,250				234			

第2款 総務費
第1項 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 一般管理 費	1,017,222	46,866	1,064,088				46,866	2 給料 1,233	職員配置替え等により 一般職1人	
								3 職員手当 等 9,239		
								4 共済費 36,394		
2 企画費	329,889	42,140	372,029				42,140	12 委託料 635	青森明の星短期大学「下 北キャンパス」運営費補 助金 34,000	
								18 負担金補 助及び交 付金 41,505		635 デマンド型乗合タクシー 運行事業費 7,505 むつ市高齢者無料乗車証 事業費
7 人事管理 費	184,042	36,741	220,783	2,070		1,500	33,171	1 報酬 30,005	34,441 会計年度任用職員管理費	
								2 給料 1,223	2,300 職員研修費（ドローン講 習）	
								3 職員手当 等 2,240		
								8 旅費 973		
								18 負担金補 助及び交 付金 2,300		
17 車両管理 費	62,148	0	62,148					17 備品購入 費 △ 2,743	公用自動車購入事業費	
								18 負担金補 助及び交 付金 2,743		
計	4,033,149	125,747	4,158,896	2,070		1,500	122,177			

第2款 総務費
第2項 徴税費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 税務総務 費	297,342	△ 20,846	276,496				△ 20,846	2 給料 △ 16,460	職員配置替え等により 一般職△4人	
								3 職員手当 等 △ 1,711		
								4 共済費 △ 2,675		
計	343,499	△ 20,846	322,653				△ 20,846			

第2款 総務費
第3項 戸籍住民基本台帳費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 戸籍住民 基本台帳 費	193,974	△ 4,157	189,817				△ 4,157	2 給料 △ 3,098	職員配置替え等により	
								3 職員手当 等 △ 1,877		
								4 共済費 818		
計	193,974	△ 4,157	189,817				△ 4,157			

第2款 総務費
第4項 選挙費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 選挙管理 委員会費	36,984	△ 4,624	32,360				△ 4,624	2 給料 △ 2,463	職員配置替え等により	
								3 職員手当 等 △ 1,484		
								4 共済費 △ 677		
計	139,811	△ 4,624	135,187				△ 4,624			

第2款 総務費
第5項 統計調査費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 統計調査 総務費	21,317	△ 6,830	14,487				△ 6,830	2 給料	△ 3,266	職員配置替え等により 一般職△1人
								3 職員手当 等	△ 2,073	
								4 共済費	△ 1,491	
計	23,621	△ 6,830	16,791				△ 6,830			

第2款 総務費
第6項 監査委員費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 監査委員 費	37,725	545	38,270				545	2 給料	52	職員配置替え等により
								3 職員手当 等	480	
								4 共済費	13	
計	37,725	545	38,270				545			

第3款 民生費
第1項 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 社会福祉 総務費	500,443	7,236	507,679				7,236	2 給料	2,344	職員配置替え等により 一般職1人
								3 職員手当 等	2,147	
								4 共済費	2,745	
9 障害支援 区分認定 審査会費	19,867	△ 299	19,568				△ 299	2 給料	97	職員配置替え等により
								3 職員手当 等	△ 417	
								4 共済費	21	
10 生活困窮 者自立支 援費	18,477	4,540	23,017				4,540	22 償還金利 子及び割 引料	4,540	令和3年度新型コロナウ イルス感染症セーフティ ネット強化交付金返還金
計	3,388,648	11,477	3,400,125				11,477			

第3款 民生費
第2項 老人福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 老人福祉 総務費	1,278,321	903	1,279,224				903	2 給料	40	職員配置替え等により
								3 職員手当 等	166	
								4 共済費	697	
								計	1,294,747	

第3款 民生費
第3項 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
1 児童福祉 総務費	431,322	23,367	454,689	2,018			21,349	2 給料	△ 6,437	職員配置替え等により 一般職△1人 令和3年度新型コロナウイルス感染症セーフティ ネット強化交付金返還金 令和3年度子ども・子育て 支援交付金返還金 放課後児童支援員等処遇 改善事業費	
								3 職員手当 等	△ 1,139		△ 8,469
								4 共済費	△ 893		24,712
								18 負担金補 助及び交 付金	3,029		4,095
								22 償還金利 子及び割 引料	28,807		3,029
								計	3,880,415		23,367

第3款 民生費
第4項 生活保護費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 生活保護 総務費	196,317	△ 12,167	184,150	1,195			△ 13,362	2 給料	△ 5,138	職員配置替え等により 一般職△1人 医療扶助のオンライン資 格確認導入事業費 1,195
								3 職員手当 等	△ 5,434	
								4 共済費	△ 2,790	
								11 役務費	63	
								12 委託料	836	
								17 備品購入 費	296	
計	2,546,437	△ 12,167	2,534,270	1,195			△ 13,362			

第4款 衛生費
第1項 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 保健衛生 総務費	1,149,728	19,408	1,169,136				19,408	2 給料	4,510	職員配置替え等により 一般職1人
								3 職員手当 等	7,251	
								4 共済費	7,647	
4 予防費	652,941	91,630	744,571	91,630				3 職員手当 等	4,369	新型コロナウイルスワク チン接種事業費
								10 需用費	1,000	
								11 役務費	120	
								12 委託料	85,520	
								13 使用料及 び賃借料	621	
計	2,791,183	111,038	2,902,221	91,630			19,408			

第4款 衛生費
第2項 清掃費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 清掃総務 費	48,207	△ 2,637	45,570				△ 2,637	2 給料	△ 113	職員配置替え等により 一般職△1人
								3 職員手当 等	△ 1,785	
								4 共済費	△ 739	
2 じん芥処 理費	2,526,169	253,623	2,779,792				253,623	18 負担金補 助及び交 付金	253,623	下北地域広域行政事務組 合負担金
計	2,574,376	250,986	2,825,362				250,986			

第6款 農林水産業費
第1項 農業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
2 農業総務 費	101,431	△ 604	100,827				△ 604	2 給料	△ 2,040	職員配置替え等により 一般職△1人
								3 職員手当 等	995	
								4 共済費	441	
計	229,180	△ 604	228,576				△ 604			

第6款 農林水産業費
第2項 畜産業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支出金	地方債	その他				
1 畜産総務 費	13,343	3,171	16,514				3,171	2 給料	1,936	職員配置替え等により 一般職1人
								3 職員手当 等	378	
								4 共済費	857	
計	139,366	3,171	142,537				3,171			

第6款 農林水産業費
第4項 水産業費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 水産総務 費	39,456	443	39,899				443	2 給料	227	職員配置替え等により
								3 職員手当 等	31	
								4 共済費	185	
計	427,945	443	428,388				443			

第7款 商工費
第1項 商工費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 商工総務 費	160,513	△ 405	160,108				△ 405	2 給料	△ 7,162	職員配置替え等により 一般職△5人
								3 職員手当 等	2,461	
								4 共済費	4,296	
2 商工振興 費	458,056	△ 5,000	453,056	△ 5,000				18 負担金補 助及び交 付金	△ 5,000	むつ市あんしん飲食店等 ・生産者支援事業費
6 産業振興 費	55,245	5,000	60,245	5,000				18 負担金補 助及び交 付金	5,000	にぎわい再生イベント推 進事業費
計	960,567	△ 405	960,162	0			△ 405			

第8款 土木費
第1項 土木管理費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 土木総務 費	144,228	3,890	148,118				3,890	2 給料	△ 2,480	職員配置替え等により 一般職△1人
								3 職員手当 等	7,371	
								4 共済費	△ 1,001	
2 建設総務 費	164,655	△ 19,019	145,636				△ 19,019	2 給料	△ 7,998	職員配置替え等により 一般職△3人
								3 職員手当 等	△ 7,765	
								4 共済費	△ 3,256	
計	308,883	△ 15,129	293,754				△ 15,129			

第8款 土木費
第5項 都市計画費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
6 コンパクト シティ 推進費	387,338	0	387,338				16 公有財産 購入費	△ 30,000	金谷都市拠点地区都市構 造再編集集中支援事業費	
							21 補償補て ん及び賠 償金	30,000		
計	534,762	0	534,762							

第8款 土木費
第6項 住宅費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 住宅総務 費	36,060	△ 113	35,947				2 給料	△ 1,415	職員配置替え等により	
							3 職員手当 等	1,173		
							4 共済費	129		
計	1,225,780	△ 113	1,225,667				△ 113			

第9款 消防費
第1項 消防費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 常備消防 費	1,664,865	16,855	1,681,720				18 負担金補 助及び交 付金	16,855	下北地域広域行政事務組 合負担金 16,855 むつ消防署費 3,300 大畑消防署費 △ 1,217 大湊消防署費 2,264 川内消防分署費 11,421 脇野沢消防分署費 1,087	
計	2,449,381	16,855	2,466,236				16,855			

第10款 教育費
第1項 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
2 事務局費	246,214	11,504	257,718				2 給料	3,936	職員配置替え等により 一般職1人	
							3 職員手当 等	4,973		
							4 共済費	2,595		

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
4 教育研修 センター 費	29,861	184	30,045				184	2 給料	37	職員配置替え等により
								3 職員手当 等	39	
								4 共済費	108	
計	556,029	11,688	567,717				11,688			

第10款 教育費
第2項 小学校費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 小学校管 理費	413,245	353	413,598	3,142			△ 2,789	2 給料	124	職員配置替え等により 財源更正
								3 職員手当 等	58	
								4 共済費	171	
計	421,404	353	421,757	3,142			△ 2,789			

第10款 教育費
第3項 中学校費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 中学校管 理費	417,918	551	418,469	1,418			△ 867	2 給料	87	職員配置替え等により 財源更正
								3 職員手当 等	336	
								4 共済費	128	
計	424,429	551	424,980	1,418			△ 867			

第10款 教育費
第4項 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
1 社会教育 総務費	65,255	1,481	66,736				1,481	2 給料	254	職員配置替え等により
								3 職員手当 等	987	
								4 共済費	240	

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他					
2 公民館費	134,142	10,711	144,853			10,000	711	2 給料	△ 1	職員配置替え等により 大畑町赤川地区復旧・復 興事業費	711
								3 職員手当 等	△ 481		10,000
								4 共済費	1,193		
								14 工事請負 費	10,000		
3 図書館費	190,498	12,828	203,326				12,828	2 給料	4,945	職員配置替え等により 一般職1人 図書館施設維持管理費	10,083
								3 職員手当 等	2,663		2,745
								4 共済費	2,475		
								10 需用費	2,745		
6 地域文化 ・スポー ツクラブ 推進費	0	2,367	2,367				2,367	1 報酬	990	地域文化・スポーツクラ ブ設置事業費	
								8 旅費	658		
								10 需用費	350		
								11 役務費	37		
								13 使用料及 び賃借料	332		
計	590,846	27,387	618,233			10,000	17,387				

第10款 教育費

第5項 保健体育費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額	
				国 県 支出金	地方債	その他					
1 保健体育 総務費	90,569	3,370	93,939				3,370	2 給料	481	職員配置替え等により	
								3 職員手当 等	1,216		
								4 共済費	1,673		
2 学校保健 費	30,898	15,846	46,744	17,040			△ 1,194	10 需用費	15,846	学校保健特別対策事業費 (学校等における感染症 対策等支援事業) 財源更正	
計	999,387	19,216	1,018,603	17,040			2,176				

第14款 災害復旧費
第1項 公共土木施設災害復旧費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	節		説 明
				特定財源				区 分	金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1 道路橋り ょう災害 復旧費	60,000	41,778	101,778	21,179	20,000		599	14 工事請負 費	41,278	災害復旧事業費
								21 補償補て ん及び賠 償金	500	
2 河川災害 復旧費	0	69,431	69,431	39,640	29,700		91	14 工事請負 費	69,431	災害復旧事業費
計	60,000	111,209	171,209	60,819	49,700		690			

(単位 千円)

歳出合計	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源
				特定財源			
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	41,736,916	650,295	42,387,211	179,332	49,700	11,500	409,763

給 与 費 明 細 書

1. 特 別 職

区 分	職 員 数	給 与 費							共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	通 勤 手 当 等	期 末 手 当	寒 冷 地 手 当	計	計			
補正後	長 等	3	0	25,908	168	8,420	229	34,725	10,649	45,374	
	議 員	22	90,744	0	0	28,585	0	119,329	28,903	148,232	
	そ の 他 の 特 別 職	2,677	71,524	0	0	0	0	71,524	0	71,524	
	計	2,702	162,268	25,908	168	37,005	229	225,578	39,552	265,130	
補正前	長 等	3	0	25,398	168	7,611	229	33,406	10,386	43,792	
	議 員	22	90,744	0	0	28,585	0	119,329	28,903	148,232	
	そ の 他 の 特 別 職	2,670	71,433	0	0	0	0	71,433	0	71,433	
	計	2,695	162,177	25,398	168	36,196	229	224,168	39,289	263,457	
比 較	長 等	0	0	510	0	809	0	1,319	263	1,582	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	そ の 他 の 特 別 職	7	91	0	0	0	0	91	0	91	
	計	7	91	510	0	809	0	1,410	263	1,673	

2. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	計 (千円)			
補正後	(747) 439	399,387	1,814,603	1,081,170	3,295,160	917,541	4,212,701	
補正前	(717) 449	368,483	1,851,848	1,057,256	3,277,587	868,392	4,145,979	
比 較	(30) △ 10	30,904	△ 37,245	23,914	17,573	49,149	66,722	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補正後	41,923	24,294	9,240	49,944	412,537	263,309	27,858	29,019	194,712	21,565	6,769
	補正前	44,680	24,211	10,677	46,172	413,962	259,739	27,169	29,497	170,930	26,261	3,958
	比 較	△ 2,757	83	△ 1,437	3,772	△ 1,425	3,570	689	△ 478	23,782	△ 4,696	2,811

※ () 内は、再任用短時間勤務職員数及び会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 等 (千円)	計 (千円)			
補正後	(19) 438	1,623,971	1,007,747	2,631,718	823,332	3,455,050	
補正前	(20) 449	1,662,439	986,073	2,648,512	774,183	3,422,695	
比 較	(△1) △ 11	△ 38,468	21,674	△ 16,794	49,149	32,355	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補正後	41,923	18,691	5,784	49,944	353,492	263,309	27,858	29,019	189,393	21,565	6,769
	補正前	44,680	18,608	7,221	46,172	357,157	259,739	27,169	29,497	165,611	26,261	3,958
	比 較	△ 2,757	83	△ 1,437	3,772	△ 3,665	3,570	689	△ 478	23,782	△ 4,696	2,811

※ () 内は、再任用短時間勤務職員数の外書き

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職 員 手 当 等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(728) 1	399,387	190,632	73,423	663,442	94,209	757,651	
補 正 前	(697) 0	368,483	189,409	71,183	629,075	94,209	723,284	
比 較	(31) 1	30,904	1,223	2,240	34,367	0	34,367	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
手 当 等 の 内 訳	補 正 後	0	5,603	3,456	0	59,045	0	0	0	5,319	0	0
	補 正 前	0	5,603	3,456	0	56,805	0	0	0	5,319	0	0
	比 較	0	0	0	0	2,240	0	0	0	0	0	0

※ () 内は、会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	△ 37,245	昇給に伴う増加分	0	
		給与改定に伴う増減分	6,534	・給与改定 改定率0.20% 給与改定実施時期 R4年4月 6,534 千円
		その他の増減分	△ 43,779	・職員異動状況 会計年度任用職員以外の職員 会計年度任用職員以外の職員 補正後 438人 (再任用短時間勤務職員) 補正前 449人 補正後 19人 比較 △ 11人 補正前 20人 比較 △ 1人 会計年度任用職員 補正後 230人 補正前 229人 比較 1人 ・会計年度任用職員以外の職員 人事交流、中途退職、育児休業等 △ 45,002 千円 ・会計年度任用職員 1,223 千円
職 員 手 当 等	23,914	昇給に伴う増加分	0	
		制度改正に伴う増減分	17,383	期末手当 1,801 時間外勤務手当 395 勤勉手当 15,187
		その他の増減分	6,531	・会計年度任用職員以外の職員 扶養手当 △ 2,757 通勤手当 83 特殊勤務手当 △ 1,437 管理職手当 3,772 期末手当 △ 5,466 勤勉手当 △ 11,617 寒冷地手当 689 住居手当 △ 478 時間外勤務手当 23,387 児童手当 △ 4,696 管理職員特別勤務手当 2,811 ・会計年度任用職員 期末手当 2,240

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員一人当たりの給与

区 分	一 般 行 政 職	医 療 職 (一)	医 療 職 (二)	教 育 職	技 能 労 務 職
令和4年12月1日現在	291,662	318,940	278,781	401,563	348,186
	338,750	378,774	347,909	461,159	377,194
	40.2	43.5	39.5	50.0	55.8
令和4年1月1日現在	293,707	328,883	301,217	402,063	352,382
	341,142	352,441	335,806	471,115	374,820
	39.8	45.5	41.4	50.6	57.2

イ 初任給

区分	一般行政職 (円)	医療職(一) (円)	医療職(二) (円)	教育職 (円)	技能労務職 (円)
高校卒	154,600				151,900
大学卒	185,200	191,500	216,000	207,400	

(国の制度)

区分	一般行政職 (円)	医療職(一) (円)	医療職(二) (円)	教育職 (円)	技能労務職 (円)
高校卒	154,600				151,900
大学卒	185,200	191,500	216,000		

ウ 級別職員数

区分	一般行政職			医療職(1)			医療職(2)			教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年 12月1日 現在	7級	24	6.1	5級	3	60.0	5級	7	33.3	3級	1	12.5	5級	5	71.4
	6級	17	4.3	4級			4級	3	14.3	2級	1	12.5	4級	2	28.6
	5級	65	16.4	3級	1	20.0	3級	4	19.1	1級	6	75.0	3級		
	4級	52	13.1	2級	1	20.0	2級	7	33.3				2級		
	3級	99	24.9	1級			1級						1級		
	2級	95	23.9												
	1級	45	11.3												
	計	397	100.0	計	5	100.0	計	21	100.0	計	8	100.0	計	7	100.0

区分	一般行政職			医療職(1)			医療職(2)			教育職			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和4年 1月1日 現在	7級	23	5.8	5級	4	66.7	5級	6	33.3	3級	1	12.5	5級	9	81.8
	6級	16	4.0	4級			4級	4	22.3	2級	1	12.5	4級	2	18.2
	5級	63	15.8	3級			3級	4	22.2	1級	6	75.0	3級		
	4級	54	13.5	2級	2	33.3	2級	4	22.2				2級		
	3級	99	24.7	1級			1級						1級		
	2級	98	24.4												
	1級	47	11.8												
	計	400	100.0	計	6	100.0	計	18	100.0	計	8	100.0	計	11	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
一般行政職	部長	政策推進監	課長	主幹	主任主査	主事	主事

工 昇給

区 分	合 計	代表的な職種			
		一般行政職	技能労務職		
補正後	職 員 数 (A) (人)	438	397	7	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	430	392	6	
	号級数別内訳	1号給 (人)	2	1	1
		2号給 (人)	37	32	3
		3号給 (人)	18	15	
		4号給 (人)	369	340	2
		6号給 (人)	4	4	
		8号給 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	98.2	98.7	85.7		
補正前	職 員 数 (A) (人)	449	408	7	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	447	408	6	
	号級数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)	44	41	2
		3号給 (人)	16	14	
		4号給 (人)	387	353	4
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	99.6	100.0	85.7		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計(月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	(1.150) 2.125	(1.200) 2.225	(2.350) 4.350	有	
前 年 度	(1.150) 2.125	(1.150) 2.125	(2.300) 4.250	有	
国 の 制 度	(1.100) 2.150	(1.150) 2.250	(2.250) 4.400	有	

※ () 内は、再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	・定年前早期退職特例措置 (2%~30%加算) ・職務の級に応じた調整額	
国 の 制 度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	・定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算) ・職務の級に応じた調整額	

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種
		一 般 行 政 職
給料総額に対する比率 (%)	0.1	0.1
支給対象職員の比率 (%) (令和4年12月1日現在)	6.4	7.0
代表的な特殊勤務手当の名称	支給額の多い手当	福祉現業手当、税務手当
	多くの職員に支給されている手当	福祉現業手当、税務手当

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 なる	交通用具による通勤手段のうち、自動車による通勤の場合

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	前年度までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国 県 支出金	地方債	その他	
市道等維持事業 (土木維持課)	12,529			令和4年度 から令和5 年度まで	限度額に 同じ		9,200	3,107	222
除雪機購入事業 (土木維持課)	48,191			令和4年度 から令和5 年度まで	限度額に 同じ	32,120	15,200		871
下北文化会館指定管理料 (市民連携課)	266,966			令和5年度 から令和7 年度まで	限度額に 同じ				266,966
むつ運動公園、むつ市釜臥山スキー場指定管理料 (市民スポーツ課)	347,662			令和5年度 から令和9 年度まで	限度額に 同じ				347,662
大畑中央公園指定管理料 (市民スポーツ課)	145,928			令和5年度 から令和7 年度まで	限度額に 同じ	124,800			21,128
むつ市下北自然の家指定管理料 (生涯学習課)	269,376			令和5年度 から令和7 年度まで	限度額に 同じ	225,600			43,776

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高	当該年度中増減見込						当該年度末現在高見込額		
			当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
			補正前の額	補正額	補正後の額	補正前の額	補正額	補正後の額			
1. 普通債	37,128,609	37,120,827	4,923,719		4,923,719	4,565,745		4,565,745	37,478,801		37,478,801
(1)総務	17,956,927	17,992,591	1,247,119		1,247,119	2,333,697		2,333,697	16,906,013		16,906,013
(2)民生	469,147	485,903	45,500		45,500	27,674		27,674	503,729		503,729
(3)衛生	608,759	551,567	606,000		606,000	77,736		77,736	1,079,831		1,079,831
(4)農林水産業	1,476,752	1,385,197	190,000		190,000	217,572		217,572	1,357,625		1,357,625
(5)商工	80,768	108,036	8,300		8,300	17,729		17,729	98,607		98,607
(6)土木	4,467,347	4,478,731	543,100		543,100	547,791		547,791	4,474,040		4,474,040
(7)公営住宅	1,314,339	1,281,310	715,900		715,900	210,854		210,854	1,786,356		1,786,356
(8)消防	1,601,844	1,521,829	669,700		669,700	168,681		168,681	2,022,848		2,022,848
(9)教育	7,966,109	7,987,438	814,200		814,200	858,386		858,386	7,943,252		7,943,252
(10)公営企業	1,186,617	1,328,225	83,900		83,900	105,625		105,625	1,306,500		1,306,500
※参考普通債のうち											
(11)辺地対策											
(12)過疎対策	2,619,956	2,689,007	455,200		455,200	262,791		262,791	2,881,416		2,881,416
2. 災害復旧債	7,339	61,336	56,000	49,700	105,700	2,736		2,736	114,600	49,700	164,300
(1)公共施設	2,640	920				920		920			
(2)衛生											
(3)農林水産業			2,700		2,700			2,700			2,700
(4)土木	2,979	59,554	53,300	49,700	103,000	954		954	111,900	49,700	161,600
(5)商工											
(6)教育	1,720	862				862		862			
合計	37,135,948	37,182,163	4,979,719	49,700	5,029,419	4,568,481		4,568,481	37,593,401	49,700	37,643,101

議案第70号

令和4年度

むつ市水道事業会計補正予算書

令和4年度 むつ市水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和4年度むつ市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和4年度むつ市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
(イ) 水道管路緊急改善事業	75,860 千円	45,800 千円	121,660 千円
(ロ) 緊急時給水拠点確保事業	262,548 千円	13,000 千円	275,548 千円
(ハ) 水道施設整備事業	26,543 千円	8,000 千円	34,543 千円
(ニ) 配水管整備事業	100,166 千円	4,100 千円	104,266 千円
(ホ) 災害復旧事業	35,706 千円	3,000 千円	38,706 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業収益	1,776,370 千円	0 千円	1,776,370 千円
第1項 営業収益	1,458,301 千円	△ 150,000 千円	1,308,301 千円
第2項 営業外収益	314,981 千円	150,000 千円	464,981 千円

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費用	1,684,275 千円	36,110 千円	1,720,385 千円
第1項 営業費用	1,475,892 千円	36,110 千円	1,512,002 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 785,302千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 41,832 千円、過年度分損益勘定留保資金 640,817 千円及び減債積立金 102,653 千円で補填するものとする。）。

収 入

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	688,477 千円	104,700 千円	793,177 千円
第1項 企業債	443,900 千円	67,300 千円	511,200 千円
第4項 工事負担金	0 千円	37,400 千円	37,400 千円

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	1,539,379 千円	39,100 千円	1,578,479 千円
第1項 建設改良費	666,489 千円	39,100 千円	705,589 千円

(継続費)

第5条 継続費の年割額を次のとおり改める。

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1. 資本的支出	1. 建設改良費	水道管路緊急改善事業	1,417,251	平成29年度	158,868	1,417,251	平成29年度	158,868
				平成30年度	135,103		平成30年度	135,103
				令和元年度	102,052		令和元年度	102,052
				令和2年度	115,877		令和2年度	115,877
				令和3年度	326,271		令和3年度	326,271
				令和4年度	75,860		令和4年度	121,660
				令和5年度	503,220		令和5年度	457,420
		水道施設整備事業	1,630,284	平成29年度	179,694	1,630,284	平成29年度	179,694
				平成30年度	56,431		平成30年度	56,431
				令和元年度	363,950		令和元年度	363,950
				令和2年度	523,229		令和2年度	523,229
				令和3年度	76,886		令和3年度	76,886
				令和4年度	26,543		令和4年度	34,543
				令和5年度	403,551		令和5年度	395,551

(企業債)

第6条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額 (千円)	起債の 方法	利率	償還の 方法	限度額 (千円)	起債の 方法	利率	償還の 方法
建設改良事業	443,900	証書 借入	5.0%以 内(ただ し、利率 見直し方 式による 借入れに おいては 当該見直 し後の利 率)	借入先 融資条 件によ る。	511,200	補正前 と同じ	補正 前と 同	補正前 と同じ

令和4年11月29日提出

むつ市長 宮下宗一郎

地方公営企業法第25条及び同法施行令第17条の2の規定による予算に関する説明書

1. 令和4年度	むつ市水道事業会計	予算実施計画	6 頁
2. 令和4年度	むつ市水道事業	予定キャッシュ・フロー計算書	8 頁
3. 令和4年度	むつ市水道事業	予定貸借対照表	10 頁
4. 継続費に関する調書			12 頁

令和4年度 むつ市水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業収益			1,776,370	0	1,776,370	
	1 営業収益		1,458,301	△ 150,000	1,308,301	
		1 給水収益	1,450,184	△ 150,000	1,300,184	水道料金の減額
	2 営業外収益		314,981	150,000	464,981	
		2 負担金	44,594	150,000	194,594	一般会計繰入金の増額

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業費用			1,684,275	36,110	1,720,385	
	1 営業費用		1,475,892	36,110	1,512,002	
		1 原水及び浄水費	347,715	19,110	366,825	動力費及び薬品費の増額
		2 配水及び給水費	118,981	17,000	135,981	修繕費の増額

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			688,477	104,700	793,177	
	1 企業債		443,900	67,300	511,200	
		1 企業債	443,900	67,300	511,200	水道管路緊急改善事業費等に充てる企業債の増額
	4 工事負担金		0	37,400	37,400	
		1 工事負担金	0	37,400	37,400	移転補償金の増額

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			1,539,379	39,100	1,578,479	
	1 建設改良費		666,489	39,100	705,589	
		1 水道管路緊急改善事業費	75,860	45,800	121,660	工事費の増額
		2 緊急時給水拠点確保事業	262,548	13,000	275,548	工事費等の増額
		3 水道施設整備事業	26,543	8,000	34,543	工事費の増額
		4 配水管整備事業	100,166	4,100	104,266	設計費等の増額
		5 その他建設改良費	159,577	△ 35,000	124,577	工事費等の減額
		6 営業設備費	6,089	200	6,289	機械購入費の増額
		7 災害復旧費	35,706	3,000	38,706	工事費の増額

令和4年度 むつ市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	27,467
減価償却費	799,360
固定資産除却費	10,000
引当金の増減額	2,143
貸倒引当金の増減額	2,284
長期前受金戻入額	△ 270,304
控除対象外消費税額	9,278
受取利息	△ 41
支払利息	152,830
有形固定資産売却損益	△ 9
未収金の増減額	△ 89,240
貯蔵品の増減額	△ 5,374
未払金の増減額	△ 56,817
未払消費税等の増減	△ 9,940
預り金の増減	1,262
小計	<u>572,899</u>
利息の受取額	41
利息の支払額	<u>△ 152,830</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>420,110</u>

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 694,315
有形固定資産の売却による収入	9
国庫補助金等による収入	65,252
一般会計からの繰入金による収入	<u>179,325</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 449,729</u>

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	511,200
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	<u>△ 872,889</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 361,689</u>

IV 資金増加額 (又は減少額) △ 391,308

V 資金期首残高 1,099,333

VI 資金期末残高 708,025

令和4年度 むつ市水道事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

資 産 の 部

(単位：千円)

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		486,521	
ロ 建 物	2,717,460		
減価償却累計額	<u>△ 1,259,016</u>	1,458,444	
ハ 構 築 物	27,836,337		
減価償却累計額	<u>△ 13,382,325</u>	14,454,012	
ニ 機 械 及 び 装 置	3,989,211		
減価償却累計額	<u>△ 2,592,381</u>	1,396,830	
ホ 工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	282,368		
減価償却累計額	<u>△ 209,853</u>	72,515	
ヘ 車 両 運 搬 具	53,277		
減価償却累計額	<u>△ 46,143</u>	7,134	
ト リース資産	0		
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
チ 建 設 仮 勘 定		96,010	
有形固定資産合計			17,971,466

(2) 無形固定資産

イ 電 話 加 入 権		<u>1,699</u>	
無形固定資産合計			<u>1,699</u>
固定資産合計			17,973,165

2. 流動資産

(1) 現金・預金		708,025	
(2) 未 収 金	215,199		
貸倒引当金	<u>△ 3,405</u>	211,794	
(3) 貯 蔵 品		<u>30,283</u>	
流動資産合計			<u>950,102</u>
資 産 合 計			<u><u>18,923,267</u></u>

負 債 の 部

3. 固定負債			
(1) 企業債		10,434,181	
(2) リース債務		0	
固定負債合計			10,434,181
4. 流動負債			
(1) 企業債		892,279	
(2) リース債務		0	
(3) 未払金			
イ 未払金	15,120		
ロ 未払消費税等	27,218		
未払金合計		42,338	
(4) 引当金			
イ 賞与引当金	12,531		
ロ 法定福利費引当金	2,240		
引当金合計		14,771	
(5) 預り金		13,884	
流動負債合計			963,272
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金		8,897,028	
収益化累計額		△ 5,171,000	
繰延収益合計			3,726,028
負債合計			15,123,481

資 本 の 部

6. 資本金				2,996,310
7. 剰余金				
(1) 資本剰余金				
イ 受贈財産評価額	4,958			
ロ 寄附金	700			
ハ 工事負担金	217,862			
ニ 国庫補助金	131,408			
ホ 県補助金	0			
ヘ 一般会計負担金	179,247			
資本剰余金合計		534,175		
(2) 利益剰余金				
イ 減債積立金	0			
ロ 利益積立金	139,181			
ハ 当年度未処分利益剰余金	130,120			
利益剰余金合計		269,301		
剰余金合計			803,476	
資本合計			3,799,786	
負債資本合計			18,923,267	

に 費 続 継									
款	項	事業名	全 体 計 画						
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳				
					企 業 債	国 庫 補 助 金	一 般 会 計 出 資 金	一 般 会 計 負 担 金	自 財 己 源
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 資 本 的 支 出	1 資 本 的 支 出	水道管路緊急改善事業	平成29年度	158,868	127,400	19,545			11,923
			平成30年度	135,103	107,700	16,149			11,254
			令和元年度	102,052	84,000	8,213			9,839
			令和2年度	115,877	59,800	6,218	49,000		859
			令和3年度	326,271	156,300	2,317	156,300		11,354
			令和4年度	121,660	93,900	11,044			16,716
			令和5年度	457,420	388,700				68,720
			計	1,417,251	1,017,800	63,486	205,300	0	130,665
		水道施設整備事業	平成29年度	179,694	178,200				1,494
			平成30年度	56,431	54,800				1,631
			令和元年度	363,950	358,200				5,750
			令和2年度	523,229	263,700		258,500		1,029
			令和3年度	76,886	38,200		38,200		486
			令和4年度	34,543	29,200				5,343
令和5年度	395,551		336,100				59,451		
計	1,630,284	1,258,400	0	296,700	0	75,184			

関 する 調 書						
前々年度末 までの支払 義務発生額	前年度末まで の支払義務発 生（見込）額	当該年度支 払義務発生 予定額	当該年度末ま での支払義務 発生予定額	翌年度以降 の支払義務 発生予定額	継続費の総 額に対する 進捗率	備 考
千円	千円	千円	千円	千円	%	
155,048			155,048		10.9	逡次繰越 3,820千円
129,809			129,809		9.2	逡次繰越 9,114千円
101,346			101,346		7.2	逡次繰越 9,820千円
112,707			112,707		8.0	逡次繰越 12,990千円
	290,806		290,806		20.5	逡次繰越 48,455千円
		170,115	170,115		12.0	
				457,420		
498,910	290,806	170,115	959,831	457,420	67.8	
174,960			174,960		10.7	逡次繰越 4,734千円
52,268			52,268		3.2	逡次繰越 8,897千円
363,453			363,453		22.3	逡次繰越 9,394千円
515,086			515,086		31.6	逡次繰越 17,537千円
	74,745		74,745		4.6	逡次繰越 19,678千円
		54,221	54,221		3.3	
				395,551		
1,105,767	74,745	54,221	1,234,733	395,551	75.7	

議案第71号

令和4年度

むつ市下水道事業会計補正予算書

令和4年度 むつ市下水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和4年度むつ市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和4年度むつ市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	下水道事業収益	1,029,340 千円	21,128 千円	1,050,468 千円
第2項	営業外収益	884,315 千円	21,128 千円	905,443 千円
支 出	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	下水道事業費用	998,511 千円	22,599 千円	1,021,110 千円
第1項	営業費用	856,799 千円	16,191 千円	872,990 千円
第2項	営業外費用	141,712 千円	6,408 千円	148,120 千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書を改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 229,460千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 69,509千円、過年度分損益勘定留保資金 65,446千円、当年度分損益勘定留保資金 44,129千円及び減債積立金 50,376千円で補填するものとする。）。

収 入	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	資本的収入	1,161,474 千円	△ 21,128 千円	1,140,346 千円
第3項	一般会計負担金	310,791 千円	△ 21,128 千円	289,663 千円
支 出	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	資本的支出	1,359,957 千円	9,849 千円	1,369,806 千円
第2項	企業債償還金	740,410 千円	9,849 千円	750,259 千円

(他会計からの補助金)

第4条 予算第9条に定めた下水道事業の運営に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、139,765千円から 160,893千円に補正する。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日 提 出

む つ 市 長 宮 下 宗 一 郎

地方公営企業法第25条及び同法施行令第17条の2の規定による予算に関する説明書

1. 令和4年度	むつ市下水道事業会計 予算実施計画	6 頁
2. 令和4年度	むつ市下水道事業 予定キャッシュ・フロー計算書	7 頁
3. 令和4年度	むつ市下水道事業 予定貸借対照表	8 頁
4. 注 記 表		10 頁

令和4年度 むつ市下水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業収益			1,029,340	21,128	1,050,468	
	2 営業外収益		884,315	21,128	905,443	
		1 補助金	139,765	21,128	160,893	一般会計からの営業助成金の増額

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費用			998,511	22,599	1,021,110	
	1 営業費用		856,799	16,191	872,990	
		2 処理場費	171,304	16,191	187,495	処理場施設の維持管理に要する費用（動力費）の増額
	2 営業外費用		141,712	6,408	148,120	
		1 支払利息	111,292	6,408	117,700	企業債利息及び一時借入金利息の増額

資本的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			1,161,474	△ 21,128	1,140,346	
	3 一般会計負担金		310,791	△ 21,128	289,663	
		1 一般会計負担金	310,791	△ 21,128	289,663	企業債償還金及び資本的収支財源不足分等に充てる一般会計負担金の減額

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			1,359,957	9,849	1,369,806	
	2 企業債償還金		740,410	9,849	750,259	
		1 企業債償還金	740,410	9,849	750,259	企業債の元金償還に要する支出の増額

令和4年度 むつ市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	0
減価償却費	601,730
固定資産除却費	56
引当金の増減額	△ 1,545
貸倒引当金の増減額	0
長期前受金戻入額	△ 426,772
控除対象外消費税額	30,420
受取利息	0
支払利息	117,700
未収金の増減額	△ 16,883
未払金の増減額	3,169
未払消費税等の増減	0
小計	<u>307,875</u>
利息の受取額	0
利息の支払額	<u>△ 117,700</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	190,175

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 1,457,517
国庫補助金等による収入	1,074,728
一般会計からの繰入金による収入	289,663
受益者負担金及び分担金による収入	32,083
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 61,043</u>

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入れによる収入	200,000
一時借入金の返済による支出	△ 200,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	636,100
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	<u>△ 750,259</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 114,159

IV 資金増加額 (又は減少額) 14,973

V 資金期首残高 64,613

VI 資金期末残高 79,586

令和4年度 むつ市下水道事業予定貸借対照表

(令和 5 年 3 月 3 1 日)

資 産 の 部

(単位：千円)

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		571,178	
ロ 建 物	3,961,882		
減価償却累計額	<u>△ 361,988</u>	3,599,894	
ハ 構 築 物	15,389,762		
減価償却累計額	<u>△ 1,120,411</u>	14,269,351	
ニ 機 械 及 び 装 置	945,735		
減価償却累計額	<u>△ 532,950</u>	412,785	
ホ 工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	9,926		
減価償却累計額	<u>△ 6,888</u>	3,038	
ヘ 車 両 運 搬 具	2,271		
減価償却累計額	<u>△ 650</u>	1,621	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>1,378,850</u>	
有形固定資産合計			20,236,717
固定資産合計			<u>20,236,717</u>

2. 流動資産

(1) 現金・預金		79,586	
(2) 未 収 金	49,345		
貸倒引当金	<u>△ 809</u>	<u>48,536</u>	
流動資産合計			<u>128,122</u>
資産合計			<u><u>20,364,839</u></u>

負 債 の 部

3. 固定負債			
(1) 企業債		8,786,377	
固定負債合計			8,786,377
4. 流動負債			
(1) 企業債		761,918	
(2) 未払金			
イ 未払金	21,701		
ロ 未払消費税等	<u>0</u>		
未払金合計		21,701	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	3,179		
ロ 法定福利費引当金	<u>622</u>		
引当金合計		<u>3,801</u>	
流動負債合計			787,420
5. 繰延収益			
(1) 長期前受金		11,441,036	
収益化累計額		△ 1,536,500	
繰延収益合計			<u>9,904,536</u>
負債合計			19,478,333

資 本 の 部

6. 資本金				468,940
7. 剰余金				
(1) 資本剰余金				
イ 受贈財産評価額	266,145			
ロ 受益者負担金及び分担金	3,923			
ハ 国庫補助金	60,934			
ニ 県補助金	3,523			
ホ 一般会計負担金	<u>36,893</u>			
資本剰余金合計		371,418		
(2) 利益剰余金				
イ 減債積立金	0			
ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>46,148</u>			
利益剰余金合計		<u>46,148</u>		
剰余金合計			<u>417,566</u>	
資本合計			<u>886,506</u>	
負債資本合計			<u><u>20,364,839</u></u>	

注 記 表

I. 重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く。）

・減価償却の方法	定額法による。
・主な耐用年数	
建物	15～50年
構築物	50年
機械及び装置	8～15年
工具、器具、備品	4～15年
車両運搬具	4～5年

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

本市は、退職手当組合に加入しており、下水道事業会計は一般会計を通じて、当該組合に負担金を拠出しているが、一般会計との取り決めにより、下水道事業会計が一般会計に対して負担金を拠出して以降の追加的負担は全額一般会計において措置することとなっているため、下水道事業会計においては退職給付引当金を計上せず、拠出時に費用処理している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、不納欠損率により回収不能見込額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

該当なし

III. 予定貸借対照表等関連

1 企業債の償還に係る一般会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は次のとおりである。

令和3年度末	3,464,370千円
令和4年度末	3,426,481千円

2 引当金の取崩し

(1) 賞与引当金の取崩し

令和3年度において、期末手当及び勤勉手当として13,060,532円を支給することとなったため、賞与引当金4,329,651円を取り崩した。

令和4年度において、期末手当及び勤勉手当として12,978,224円を支給することとなったため、賞与引当金4,326,074円を取り崩した。

(2) 法定福利費引当金の取崩し

令和3年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費として2,296,530円を支出することとなったため、法定福利費引当金763,180円を取り崩した。

令和4年度において、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費として2,280,240円を支出することとなったため、法定福利費引当金749,915円を取り崩した。

IV. セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

下水道事業会計は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び漁業集落排水事業を運営していることから、それらを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
公共下水道事業	むつ及び大畑処理区における汚水処理に関する業務
特定環境保全公共下水道事業	川内及び脇野沢処理区における汚水処理に関する業務
漁業集落排水事業	九艘泊及び寄浪・蛸田地区漁業集落における汚水処理に関する業務

2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

（単位：千円）

	公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	漁業集落排水事業	合計
営業収益	95,010	35,406	1,484	131,900
営業費用	600,483	222,172	30,769	853,424
営業損益	△505,473	△186,766	△29,285	△721,524
経常損益	0	0	0	0
セグメント資産	15,307,930	4,640,595	416,314	20,364,839
セグメント負債	15,078,387	4,035,361	364,585	19,478,333
その他の項目				
他会計繰入金	540,810	175,900	15,822	732,532
減価償却費	426,104	156,237	19,389	601,730
特別利益	0	0	0	0
特別損失	0	0	0	0
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,316,424	18,705	0	1,335,129

令和4年度

むつ市一般会計
補正予算書

むつ市

令和4年度むつ市一般会計補正予算

令和4年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ163,582千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,008,277千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		8,914,981	163,582	9,078,563
	1. 国庫負担金	4,560,676	85,360	4,646,036
	2. 国庫補助金	4,342,695	78,222	4,420,917
歳入合計		40,844,695	163,582	41,008,277

2. 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		5,201,977	163,582	5,365,559
	1. 保健衛生費	2,627,601	163,582	2,791,183
歳出合計		40,844,695	163,582	41,008,277

一般会計補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 市 税	5,758,554	0	5,758,554
2. 地 方 譲 与 税	243,000	0	243,000
3. 利 子 割 交 付 金	4,000	0	4,000
4. 配 当 割 交 付 金	11,900	0	11,900
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	23,600	0	23,600
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	58,000	0	58,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,360,000	0	1,360,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	13,000	0	13,000
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	78,915	0	78,915
10. 地 方 特 例 交 付 金	32,001	0	32,001
11. 地 方 交 付 税	11,422,078	0	11,422,078
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,569	0	4,569
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	121,055	0	121,055
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	239,087	0	239,087
15. 国 庫 支 出 金	8,914,981	163,582	9,078,563
16. 県 支 出 金	2,827,519	0	2,827,519
17. 財 産 収 入	28,788	0	28,788
18. 寄 附 金	201,800	0	201,800
19. 繰 入 金	1,308,874	0	1,308,874
20. 諸 収 入	2,530,479	0	2,530,479
21. 市 債	4,979,719	0	4,979,719
22. 繰 越 金	682,776	0	682,776
歳 入 合 計	40,844,695	163,582	41,008,277

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の 予 算 額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	243,016	0	243,016				
2. 総 務 費	4,771,779	0	4,771,779				
3. 民 生 費	10,412,208	0	10,412,208				
4. 衛 生 費	5,201,977	163,582	5,365,559	163,582			
5. 労 働 費	66,588	0	66,588				
6. 農 林 水 産 業 費	860,796	0	860,796				
7. 商 工 費	954,967	0	954,967				
8. 土 木 費	3,156,792	0	3,156,792				
9. 消 防 費	2,449,381	0	2,449,381				
10. 教 育 費	2,992,095	0	2,992,095				
11. 公 債 費	4,702,278	0	4,702,278				
12. 諸 支 出 金	4,944,818	0	4,944,818				
13. 予 備 費	25,000	0	25,000				
14. 災 害 復 旧 費	63,000	0	63,000				
歳 出 合 計	40,844,695	163,582	41,008,277	163,582			

歳入

第15款 国庫支出金
第1項 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 衛生費国庫 負担金	235,617	85,360	320,977	1 保健衛生費 負担金	85,360	新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担 金
計	4,560,676	85,360	4,646,036			

第15款 国庫支出金
第2項 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 衛生費国庫 補助金	126,470	78,222	204,692	1 保健衛生費 補助金	78,222	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 補助金
計	4,342,695	78,222	4,420,917			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の額	補正額	計	
		40,844,695	163,582	41,008,277

歳出

第4款 衛生費
第1項 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地方債	その他				
4 予防費	489,359	163,582	652,941	163,582				1 報酬	513	新型コロナウイルスワクチン接種事業費
								3 職員手当等	17,643	
								10 需用費	9,021	
								11 役務費	4,408	
								12 委託料	124,221	
								13 使用料及び賃借料	7,776	
計	2,627,601	163,582	2,791,183	163,582						

(単位 千円)

歳出合計	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	
				特定財源				
				国 県 支 出 金	地方債	その他		
	40,844,695	163,582	41,008,277	163,582				

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職 員 手 当 等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(714) 449	367,047	1,851,848	1,056,556	3,275,451	868,213	4,143,664	
補 正 前	(695) 449	366,534	1,851,848	1,038,913	3,257,295	868,213	4,125,508	
比 較	(19) 0	513	0	17,643	18,156	0	18,156	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補 正 後	44,680	24,211	10,677	46,172	413,962	259,739	27,169	29,497	170,330	26,261	3,858
	補 正 前	44,680	24,211	10,677	46,172	413,962	259,739	27,169	29,497	153,632	26,261	2,913
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	16,698	0	945

※ () 内は、再任用短時間勤務職員数及び会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料(千円)	職 員 手 当 等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(20) 449	1,662,439	985,373	2,647,812	774,183	3,421,995	
補 正 前	(20) 449	1,662,439	967,768	2,630,207	774,183	3,404,390	
比 較	(0) 0	0	17,605	17,605	0	17,605	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補 正 後	44,680	18,608	7,221	46,172	357,157	259,739	27,169	29,497	165,011	26,261	3,858
	補 正 前	44,680	18,608	7,221	46,172	357,157	259,739	27,169	29,497	148,351	26,261	2,913
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	16,660	0	945

※ () 内は、再任用短時間勤務職員数の外書き

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職 員 手 当 等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(694) 0	367,047	189,409	71,183	627,639	94,030	721,669	
補 正 前	(675) 0	366,534	189,409	71,145	627,088	94,030	721,118	
比 較	(19) 0	513	0	38	551	0	551	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補 正 後	0	5,603	3,456	0	56,805	0	0	0	5,319	0	0
	補 正 前	0	5,603	3,456	0	56,805	0	0	0	5,281	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0	0

※ () 内は、会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	0	昇給に伴う増加分	0	
		制度改正に伴う増減分	0	
		その他の増減分	0	
職 員 手当等	17,643	昇給に伴う増加分	0	
		制度改正に伴う増減分	0	
		その他の増減分	17,643	・会計年度任用職員以外の職員 時間外勤務手当 16,660 管理職員特別勤務手当 945 ・会計年度任用職員 時間外勤務手当 38

令和4年度

むつ市一般会計
補正予算書

むつ市

令和4年度むつ市一般会計補正予算

令和4年度むつ市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ443,426千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41,451,703千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表

歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		9,078,563	443,426	9,521,989
	2. 国庫補助金	4,420,917	443,426	4,864,343
歳入合計		41,008,277	443,426	41,451,703

2. 歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		10,412,208	443,426	10,855,634
	1. 社会福祉費	2,690,609	443,426	3,134,035
歳出合計		41,008,277	443,426	41,451,703

一般会計補正予算に関する説明書

総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1. 市 税	5,758,554	0	5,758,554
2. 地 方 譲 与 税	243,000	0	243,000
3. 利 子 割 交 付 金	4,000	0	4,000
4. 配 当 割 交 付 金	11,900	0	11,900
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	23,600	0	23,600
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	58,000	0	58,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,360,000	0	1,360,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	13,000	0	13,000
9. 国 有 提 供 施 設 等 所 在 金 市 町 村 助 成 交 付 金	78,915	0	78,915
10. 地 方 特 例 交 付 金	32,001	0	32,001
11. 地 方 交 付 税	11,422,078	0	11,422,078
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,569	0	4,569
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	121,055	0	121,055
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	239,087	0	239,087
15. 国 庫 支 出 金	9,078,563	443,426	9,521,989
16. 県 支 出 金	2,827,519	0	2,827,519
17. 財 産 収 入	28,788	0	28,788
18. 寄 附 金	201,800	0	201,800
19. 繰 入 金	1,308,874	0	1,308,874
20. 諸 収 入	2,530,479	0	2,530,479
21. 市 債	4,979,719	0	4,979,719
22. 繰 越 金	682,776	0	682,776
歳 入 合 計	41,008,277	443,426	41,451,703

(歳 出)

(単位 千円)

款	補正前の 予 算 額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議 会 費	243,016	0	243,016				
2. 総 務 費	4,771,779	0	4,771,779				
3. 民 生 費	10,412,208	443,426	10,855,634	443,426			
4. 衛 生 費	5,365,559	0	5,365,559				
5. 労 働 費	66,588	0	66,588				
6. 農 林 水 産 業 費	860,796	0	860,796				
7. 商 工 費	954,967	0	954,967				
8. 土 木 費	3,156,792	0	3,156,792				
9. 消 防 費	2,449,381	0	2,449,381				
10. 教 育 費	2,992,095	0	2,992,095				
11. 公 債 費	4,702,278	0	4,702,278				
12. 諸 支 出 金	4,944,818	0	4,944,818				
13. 予 備 費	25,000	0	25,000				
14. 災 害 復 旧 費	63,000	0	63,000				
歳 出 合 計	41,008,277	443,426	41,451,703	443,426			

歳入

第15款 国庫支出金
第2項 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫 補助金	394,564	443,426	837,990	1 社会福祉費 補助金	443,426	子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 443,426 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 事業 443,426
計	4,420,917	443,426	4,864,343			

(単位 千円)

歳入合計	補正前 の額	補正額	計
		41,008,277	443,426

歳出

第3款 民生費
第1項 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
11 住民税非 課税世帯 等に対す る臨時特 別給付金 措置費	110,000	443,426	553,426	443,426				1 報酬	1,436	電力・ガス・食料品等価 格高騰緊急支援給付金事 業費
								3 職員手当 等	700	
								4 共済費	179	
								8 旅費	66	
								10 需用費	1,265	
								11 役務費	6,430	
								12 委託料	17,250	
								13 使用料及 び賃借料	1,100	
								18 負担金補 助及び交 付金	415,000	
計	2,690,609	443,426	3,134,035	443,426						

(単位 千円)

歳出合計	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般 財源	
				特定財源				
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
	41,008,277	443,426	41,451,703	443,426				

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職 員 手 当 等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(717) 449	368,483	1,851,848	1,057,256	3,277,587	868,392	4,145,979	
補 正 前	(714) 449	367,047	1,851,848	1,056,556	3,275,451	868,213	4,143,664	
比 較	(3) 0	1,436	0	700	2,136	179	2,315	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補 正 後	44,680	24,211	10,677	46,172	413,962	259,739	27,169	29,497	170,930	26,261	3,958
	補 正 前	44,680	24,211	10,677	46,172	413,962	259,739	27,169	29,497	170,330	26,261	3,858
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	600	0	100

※ () 内は、再任用短時間勤務職員数及び会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料(千円)	職 員 手 当 等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(20) 449	1,662,439	986,073	2,648,512	774,183	3,422,695	
補 正 前	(20) 449	1,662,439	985,373	2,647,812	774,183	3,421,995	
比 較	(0) 0	0	700	700	0	700	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補 正 後	44,680	18,608	7,221	46,172	357,157	259,739	27,169	29,497	165,611	26,261	3,958
	補 正 前	44,680	18,608	7,221	46,172	357,157	259,739	27,169	29,497	165,011	26,261	3,858
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	600	0	100

※ () 内は、再任用短時間勤務職員数の外書き

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬(千円)	給 料(千円)	職 員 手 当 等(千円)	計 (千円)			
補 正 後	(697) 0	368,483	189,409	71,183	629,075	94,209	723,284	
補 正 前	(694) 0	367,047	189,409	71,183	627,639	94,030	721,669	
比 較	(3) 0	1,436	0	0	1,436	179	1,615	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
の 内 訳	補 正 後	0	5,603	3,456	0	56,805	0	0	0	5,319	0	0
	補 正 前	0	5,603	3,456	0	56,805	0	0	0	5,319	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ () 内は、会計年度任用職員のうち、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の外書き

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	0	昇給に伴う増加分	0	
		制度改正に伴う増減分	0	
		その他の増減分	0	
職 員 手当等	700	昇給に伴う増加分	0	
		制度改正に伴う増減分	0	
		その他の増減分	700	・会計年度任用職員以外の職員 時間外勤務手当 600 管理職員特別勤務手当 100

むつ市議会第254回定例会

条例の一部改正議案参考資料新旧対照表

目

次

議案第59号	むつ市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例	
	第1条のむつ市職員の定年等に関する条例の一部改正新旧対照表	5
	第2条のむつ市職員定数条例の一部改正新旧対照表	13
	第3条のむつ市職員の分限に関する条例の一部改正新旧対照表	13
	第4条のむつ市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正新旧対照表	14
	第5条のむつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正新旧対照表	15
	第6条のむつ市職員の育児休業等に関する条例の一部改正新旧対照表	17
	第7条の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正新旧対照表	19
	第8条のむつ市職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表	20
	第9条のむつ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正新旧対照表	31
	第10条のむつ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正新旧対照表	31
議案第60号	むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	
	第1条による改正	33
	第2条による改正	34
議案第61号	むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	
	第1条による改正	35
	第2条による改正	35
議案第62号	むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表	
	第1条による改正	37
	第2条による改正	37

議案第59号参考資料

むつ市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

第1条のむつ市職員の定年等に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）<u>第22条の4第1項、第22条の5第1項、第28条の2（第3項を除く。）、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで及び第28条の7並びに附則第21項から第23項までの規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下同じ。）を占めてい</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u></p>

る職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて任命権者の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(1) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務が高度の知識、技能若しくは経験を必要とするものであるため、又は当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がな

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

くなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、当該期限を繰り上げるものとする。

(定年に関する施策の調査等)

第5条 (略)

(管理監督職勤務上限年齢による降任等の対象となる職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) むつ市職員の給与に関する条例(昭和34年むつ市条例第9号)第7条の2第1項に規定する職(規則で定める職を除く。)

(2) むつ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年むつ市条例第43号)第4条に規定する職

(3) 前2号に掲げる職のほか、これらの職に相当する職として規則で定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(管理監督職以外の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第1項本文の規定による管理監督職以外の職への降任又は転任(以下この項において「降任等」という。)(以下「管理監督職以外の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任等

5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、規則で定める。

(定年に関する施策の調査等)

第5条 (略)

をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

(3) 当該職員の管理監督職以外の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の管理監督職以外の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、管理監督職以外の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この条において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占め

たまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の管理監督職以外の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務が高度の知識、技能若しくは経験を必要とするものであるため、又は当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の管理監督職以外の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、管理監督職以外の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督

職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の管理監督職以外の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

5 任命権者は、前各項の規定による異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）の延長及び当該延長に係る職員の降任又は転任をする場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

6 任命権者は、第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された職員について、延長された当該異動期間の末日が到来する前に当該延長の事由がなくなつたと認めるとき

は、管理監督職以外の職への降任等をするものとする。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第10条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第11条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、規則で定める地方公共団体の組合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(定年に関する経過措置)

附 則

(経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</u>	<u>61年</u>
<u>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</u>	<u>62年</u>
<u>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</u>	<u>63年</u>
<u>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</u>	<u>64年</u>

(年齢60年に達する職員等に対する情報の提供及び勤務の意思の確認)

3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

2 第4条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号）附則第3条の規定により職員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、第4条第1項中「第2条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号）附則第3条」と、同項及び同条第2項中「その職員に係る定年退職日」とあるのは「昭和60年3月31日」と読み替えるものとする。

第2条のむつ市職員定数条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、市の機関の事務部局等に勤務する地方公務員で一般職に属する者（臨時に雇用される者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 この条例において「職員」とは、市の機関の事務部局等に勤務する地方公務員で一般職に属する者（臨時に雇用される者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）をいう。</p>

第3条のむつ市職員の分限に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(降給の事由)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 任命権者は、職員が、<u>法第28条の2第1項本文の規定による管理監督職以外の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は</u>、その意に反して、当該職員を降格することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(降給の事由)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 任命権者は、職員が<u>次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは</u>、その意に反して、当該職員を降格することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

附 則

1・2 (略)

(降給に関する経過措置)

3 第2条第1項及び第5条第2項の規定の適用については、当分の間、第2条第1項中「とする」とあるのは「並びにむつ市職員の給与に関する条例(昭和34年むつ市条例第9号)附則第12項の規定による職員の給料月額
の改定及びむつ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年むつ市条例第43号)附則第2項の規定による職員の給料の額の決定とする」と、第5条第2項中「むつ市職員の給与に関する条例(昭和34年むつ市条例第9号)」とあるのは「むつ市職員の給与に関する条例」とする。

4 第3条第2項の規定は、むつ市職員の給与に関する条例附則第12項の規定による職員の給料月額の改定及びむつ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年むつ市条例第43号)附則第2項の規定による職員の給料の額の決定については、適用しない。この場合において、これらの規定の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、これらの規定の適用により給料月額又は給料の額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

附 則

1・2 (略)

第4条のむつ市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
(減給の効果)	(減給の効果)

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額（報酬にあつては、月額に相当する額。以下この条において同じ。）の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額（報酬にあつては、月額に相当する額）の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。

第5条のむつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員</u>（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日</p>

から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については1週間ごとの期間において、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員等については1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条（略）

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則で定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員等にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員等にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則で定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については1週間ごとの期間において、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、短時間勤務職員については1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条（略）

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則で定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、短時間勤務職員にあつては8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則で定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。

（年次有給休暇）

<p>第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員等）<u>にあつては</u>、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(臨時的に任用された職員及び非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。）の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して任命権者が定める。</p>	<p>第12条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員）<u>にあつては</u>、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(臨時的に任用された職員及び非常勤職員の勤務時間、休暇等)</p> <p>第19条 臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>再任用短時間勤務職員</u>を除く。）の勤務時間、休暇等については、その職務の性質等を考慮して任命権者が定める。</p>
---	--

第6条のむつ市職員の育児休業等に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) むつ市職員の定年等に関する条例（昭和59年むつ市条例第1号）第4条第1項の規定により<u>引き続き勤務</u>させることとされ、又は同条第2項の</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) むつ市職員の定年等に関する条例（昭和59年むつ市条例第1号）第4条第1項の規定により<u>引き続いて勤務</u>させることとされ、又は同条第2項</p>

規定により期限を延長することとされている職員

(3) むつ市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(4) (略)

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、第2条第1号から第3号までに掲げる職員とする。

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 (略)

の規定により期限を延長することとされている職員

(3) (略)

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、第2条第1号及び第2号に掲げる職員とする。

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 (略)

第7条の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 <u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員を除く。)</u></p> <p>(2) 非常勤職員 <u>(地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員を除く。)</u></p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) むつ市職員の定年等に関する条例(昭和59年むつ市条例第1号)第4条第1項の規定により<u>引き続き勤務</u>させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) <u>むつ市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)</u>が延長された同条例第6条に規定する職を占める職員</p> <p>(6) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2) 非常勤職員</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する<u>条件付採用</u>になっている職員(規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) むつ市職員の定年等に関する条例(昭和59年むつ市条例第1号)第4条第1項の規定により<u>引き続いて勤務</u>させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>

第8条のむつ市職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>(初任給、昇給、昇格等の基準)</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前において規則で定める日以前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。</p> <p>6～10 (略)</p> <p>11 <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額</u>は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、<u>むつ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年むつ市条例第22号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>12 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下</p>	<p><u>(初任給、昇給、昇格等の基準)</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前において規則で定める日以前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。</p> <p>6～10 (略)</p> <p>11 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額</u>は、<u>その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>12 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下</p>

「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることになった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額、第3項、第4項及び第6項の規定にかかわらず、同項の規定により決定した号給に応じた給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第9条の2 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員に限る。)
- (2) 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)で、配偶者が居住するための住宅(規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要がある

「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることになった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額、第3項、第4項及び第6項の規定にかかわらず、同項の規定により決定した号給に応じた給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

第4条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員

(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前条第11項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第9条の2 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(再任用職員にあつては、第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員に限る。)
- (2) 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員(再任用職員を除く。)で、配偶者が居住するための住宅(規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの

と認められるものとして規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第10条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等並びに定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア・イ (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用

として規則で定めるもの

2・3 (略)

(通勤手当)

第10条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア・イ (略)

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用

距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3～6（略）

（時間外勤務手当）

第13条（略）

2 育児短時間勤務職員等並びに定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3（略）

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にし、及び勤務時間条例第5条の規定により割振り変更前の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間（前項に規定する規則で定める時間を除く。）が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の

距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3～6（略）

（時間外勤務手当）

第13条（略）

2 育児短時間勤務職員等並びに再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3（略）

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にし、及び勤務時間条例第5条の規定により割振り変更前の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間（前項に規定する規則で定める時間を除く。）が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17

150（正規の勤務時間外にした勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175、割振り変更前の勤務時間を超過した勤務の場合は100分の50）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5・6（略）

（期末手当）

第18条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の70」とする。

4～6（略）

（勤勉手当）

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の勤務成績及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、当該任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ご

条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（正規の勤務時間外にした勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の175、割振り変更前の勤務時間を超過した勤務の場合は100分の50）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5・6（略）

（期末手当）

第18条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4)（略）

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の70」とする。

4～6（略）

（勤勉手当）

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の勤務成績及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総

との総額は、正当な理由があると市長が認める場合を除き、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第22条 第4条第3項から第10項まで、第8条、第9条及び第19条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 (略)

附 則

1～11 (略)

12 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

額は、正当な理由があると市長が認める場合を除き、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤労手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤労手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

(特定の職員についての適用除外)

第22条 第8条、第9条及び第19条の規定は、再任用職員には適用しない。

2 (略)

附 則

1～11 (略)

1 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) むつ市職員の定年等に関する条例（昭和59年むつ市条例第1号。以下「定年等条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年等条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- (3) 定年等条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年等条例第6条に規定する職を占める職員

1 4 定年等条例第8条第1項に規定する管理監督職以外の職への降任等をされた職員であつて、当該管理監督職以外の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

1 5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級におけ

る最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

1.6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第1.2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第1.4項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1.7 附則第1.4項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第1.2項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1.8 附則第1.4項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第1.8条第5項（第2.1条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第1.8条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第1.4項、第1.6項又は第1.7項の規定による給料の額との合計額」とする。

1.9 附則第1.2項から前項までに定めるもののほか、附則第1.2項の規定による給料月額、附則第1.4項の規定による給料その他附則第1.2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)							
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円 187,700	円 215,200	円 255,200	円 274,600	円 289,700	円 315,100	円 356,800

備考（略）

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)					

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(略)							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考（略）

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(略)					

定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円 188,700	円 215,300	円 243,500	円 256,900	円 282,100

備考 (略)

イ 医療職給料表 (2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(略)					
定年前再任用短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円 235,100	円 255,400	円 262,600	円 272,800	円 289,100	

備考 (略)

別表第3 (第3条関係)

教育行政職給料表

--	--	--	--	--

再任用職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100
-------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 (略)

イ 医療職給料表 (2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(略)					
再任用職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円 235,100	円 255,400	円 262,600	円 272,800	円 289,100	

備考 (略)

別表第3 (第3条関係)

教育行政職給料表

--	--	--	--	--

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 以外の職員	(略)			
<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 271,100	円 324,400	円 405,200

備考 (略)

別表第 4

級別職務分類表 (第 3 条関係)

ア 行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職 務 の 名 称
(略)	
2 級	<u>1 主任並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務</u> <u>2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、書記及び技師の職務</u>
(略)	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
<u>再任用職員</u> 以外の職員	(略)			
<u>再任用職員</u>		271,100	324,400	405,200

備考 (略)

別表第 4

級別職務分類表 (第 3 条関係)

ア 行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職 務 の 名 称
(略)	
2 級	<u>高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、書記及び技師並びに職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同等と認めるもので規則で定めるものの職務</u>
(略)	

イ～エ (略)

イ～エ (略)

第9条のむつ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>

第10条のむつ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 (略)</p>

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第20条 第5条、第5条の2及び第8条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。
(60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員の給料の特例)
- 2 当分の間、職員（次に掲げる職員を除く。）が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の当該職員の給料の額については、むつ市職員の給与に関する条例（昭和34年むつ市条例第9号）附則第12項及び第14項の規定に準じて、管理者が定める。
 - (1) 任期を定めて採用された職員及び非常勤職員
 - (2) むつ市職員の定年等に関する条例（昭和59年むつ市条例第1号）第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日においてこの項の規定により管理者が定める額の給料を支給されていた職員を除く。）
 - (3) むつ市職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(再任用職員についての適用除外)

第20条 第5条、第5条の2及び第8条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

議案第60号参考資料

むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正

改 正 案	現 行
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、正当な理由があると市長が認める場合を除き、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、正当な理由があると市長が認める場合を除き、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

第2条による改正

改 正 案	現 行
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、正当な理由があると市長が認める場合を除き、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、正当な理由があると市長が認める場合を除き、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

議案第61号参考資料

むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正

改 正 案	現 行
<p>(通勤手当等の支給)</p> <p>第3条 市長等には、給料のほか、むつ市職員の給与に関する条例(昭和34年むつ市条例第9号。以下「一般職の給与条例」という。)の規定に準じて通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。ただし、一般職の給与条例第18条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額」とあるのは「給料月額及びその給料月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額」とする。</p>	<p>(通勤手当等の支給)</p> <p>第3条 市長等には、給料のほか、むつ市職員の給与に関する条例(昭和34年むつ市条例第9号。以下「一般職の給与条例」という。)の規定に準じて通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。ただし、一般職の給与条例第18条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額」とあるのは「給料月額及びその給料月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額」とする。</p>

第2条による改正

改 正 案	現 行
<p>(通勤手当等の支給)</p> <p>第3条 市長等には、給料のほか、むつ市職員の給与に関する条例(昭和34年むつ市条例第9号。以下「一般職の給与条例」という。)の規定に準じて通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。ただし、一般職の給与条例</p>	<p>(通勤手当等の支給)</p> <p>第3条 市長等には、給料のほか、むつ市職員の給与に関する条例(昭和34年むつ市条例第9号。以下「一般職の給与条例」という。)の規定に準じて通勤手当、期末手当及び寒冷地手当を支給する。ただし、一般職の給与条例</p>

第18条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額」とあるのは「給料月額及びその給料月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額」とする。

第18条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の167.5」と、同条第4項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額」とあるのは「給料月額及びその給料月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額」とする。

議案第62号参考資料

むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の157.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>

第2条による改正

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 (略)</p>

2 前項の期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 (略)

2 前項の期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長、副議長及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 (略)

